令和7年8月19日 臨時部長会議資料
こども未来部こども政策課

（仮称）長野市子どもの権利条例骨子案に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）　ご意見・ご提案と市の考え方

8月26日　記者会見まで
非公開

対応区分	対応方針
1	条例骨子案を修正する
2	条例骨子案に盛り込まれており、修正しない
3	条例骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする
4	条例骨子案に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない
5	その他（質問への回答、状況説明等）

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
1	前文	（1）子どもは、かけがえのない存在であり、一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれている。とありますが「大きな夢や希望を抱く」かどうかは子ども本人が決めることで、前文で記載する必要はないと思います。「誰もが大きな夢や希望を抱き」は削除していただきたい。	1	ご意見を踏まえ、「誰もが大きな」は削除します。条例の目的である「子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現」を目指し、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者が連携して取り組んでいきます。
2	前文	（1）「誰もが大きな夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれている」の部分ですが、順調に育っている子どもには響くメッセージかもしれませんが、今まさに困っている子どもには辛い言葉だと思います。現在、いじめ・不登校・その他の理由で、困っていて、助けを求めたい、助けてほしい、という子どもに対してのメッセージも追記すべきと考えます。	1	ご意見を踏まえ、「誰もが大きな」は削除します。条例の目的である「子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現」を目指し、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者が連携して取り組んでいきます。
3	前文	（1）「誰もが大きな希望や夢を抱き」という表現は、自らの置かれた環境によって夢を持つことが困難な子どもを逆に追い詰めてしまうのではないか。 言葉に配慮し、一番弱い立場に置かれている人に寄り添う内容であってほしい。 夢や希望があるないなど関係なく、子どもがありのままで尊重されることが最も大切だと思う。	1	ご意見を踏まえ、「誰もが大きな」は削除します。条例の目的である「子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現」を目指し、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者が連携して取り組んでいきます。
4	前文	（1）誰もが大きな夢や希望を抱くかは権利主体である子ども次第で、夢や希望を持てる社会を作るのが大人の責務だと感じます。文章としては「誰もが大きな夢や希望を抱くことができ、」かなと思います。	1	ご意見を踏まえ、「誰もが大きな」は削除します。条例の目的である「子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現」を目指し、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者が連携して取り組んでいきます。
5	前文	（2）「子どもは大人や社会の寛容な見守りのもとで安心して遊び、学び、育ち、多くの体験や失敗ややりなおしができる。」という表現にしてほしい。	2	ご意見の内容は、前文（2）の「いろいろな経験を重ね」という文言に包含されています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
6	前文 基本理念	休む権利　失敗する権利 理由　子どものプラス面、（成長、夢、希望、健やか）はしっかりと入っていてる。しかし、子どもが常に前向きであることを要求されているようにも取れる。失敗が許される、休みたいときは休める、それも子どもの権利なのだ、ということの周知が必要なため。	2	ご意見の内容は、前文（２）の「いろいろな経験を重ね」という文言に包含されています。
7	前文	（２）は「子どもは大人や地域社会の寛容な見守りの中で、さまざまな体験や失敗・やりなおしを重ねながら安心して遊んだり学んだり生活したりすることができる。」という表現にしてほしいです。	2	ご意見の内容は、前文（２）の「いろいろな経験を重ね」という文言に包含されています。
8	前文	「（２）子どもは、いろいろな経験を重ね、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切にする心、他者を尊重する心や社会性を養い成長していく。」 ➡子どもの権利が守られることが前提となることがわかるようにしてください。 （２）子どもは、自分の権利が守られるなかで、いろいろな経験を重ね、多様な人々と関わることで、豊かな人間性を育み、自分を大切にする心、他者を尊重する心や社会性を養い成長していく。	2	目的において「子どもの権利を保障するための基本的な事項を定め」としており、子どもの権利が守られることについては包含されています。 また、他のご意見を踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明することとします。
9	前文	（３）で子どもを「独立した権利の主体である」といいながら、保護の対象としているように感じます。子ども自身が願いをもってそれに向かって生きられるように大人が腹をくくらなくてはいけないと思います。	5	子どもが独立した権利の主体であるためには、大人が役割を持ち、子どもの権利を保障していくことが大切と考えます。
10	前文	（３）自ら成長していく力があることは確かですが、それを最大限生かせる環境やサポートが必要です。子ども自らの力のみで成長するような錯覚を覚えてしまいます。文章の工夫は出来ないでしょうか？	4	前文（２）、（６）において、社会全体で子どもを支えていくこととしており、前文（３）は修正しませんが、ご意見のように、子どもが自ら成長していく力を活かせる環境やサポートは大切であると考えます。ご意見を参考に取り組んでいきます。
11	前文	前文と 1 目的の間に子どもの権利ってなに？「すべての子供が、その命を守らて、健やかに、自分らしく、安心して過ごせるために必要なものです。」と【4 つの原則】「子どもの最善の利益（子どもにとって最も良いこと）「子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）」「差別の禁止（差別のないこと）」「生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）」を入れてほしい。 【理由】 ・子どもの権利とは何かを条文に入れないと、条例を題材にして子どもの人権を学ぶこと、普及啓発することができない。子どもの権利条約の原則そのものを権利の定義として入れたほうが良い。 ・保護者アンケートでも子どもの権利条約がわからないとした保護者が大多数だったから。 ・子どもの権利を子どもの義務の軽視と見る意見もあるが、子どもの権利条約の理念は子どもの人権を守ることであり、義務と対になる考えではないから。	1	ご意見を踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらに権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明することとします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
12	前文	昨年11月に市が行ったアンケートからも、「子どもの権利条約」の認知度の低さが浮かび上がっています。前文は、子どもの権利とは何か、長野市は何を目指してこの条例を策定するのか、ということが、子どもにも大人にも届くようなものであってほしいと思います。前文が「長野市を子どもの権利を尊重するまちとする」ことの宣言となるために、以下のことを要望します。 ・子どもの権利は憲法や条約で認められたものですが、権利には道徳や行動規範としての義務や責任が伴う、という誤解も根強くあります。子どもの権利に対応する義務は、おとな（「１目的」に挙げられているように、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者等）による「子どもの権利を保障する義務」です。多くの自治体の子どもの権利条例では、前文でこのことがわかりやすく示されるとともに、子どもが子どもの権利について学び、実際に行使することを通してほかの人の権利を尊重する力や責任を身に着けることができる、ということが書かれています。長野市でも、子どもの権利とそれに対する大人の責務をわかりやすく明確に示してください。	1	ご意見を踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明することとします。
13	前文	子どもの権利条例の前文にもかかわらず、子どもの権利についての言及がほとんどなく、子どもの権利とは具体的に何なのかがわかりません。長野市が何を目指してこの条例を制定し、子どもの権利をどのように尊重するまちとするのかを、わかりやすく伝えるためのものであるとよいと思います。そうでなければ、子どもの権利そのものが何なのかがわからず、条例に対する理解度も低くなってしまうと思います。	1	ご意見を踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明することとします。
14	前文	（４）について （問題点）前文（４）は、文章の主語が複数あり、どれが主語なのか、主語と述語の関係が、よく分からない。 （解決策）文章を２つに分けて、主語と述語の関係が、よく分かるようにする。 （修正案）（４）子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことが大切である。それができる社会であることは、時代を超えた願いでもある。	4	子どもの視点での前文として、（４）のとおりとしています。ご意見を参考とし、条例に定められた内容に取り組んでいきます。
15	前文	（５）長野市は、の一文は不要ではないでしょうか。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
16	前文	説明資料にある「オリンピックなどを通じて長野市は多様な価値観を大切にしてきた」という一文は多様な価値観についてもう少し深堀りをしていただけると良いと思います。この説明文ですと市民が実感をもって、多様な価値観を大切にしてきた長野市の風土としてはイメージされないと感じました。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。
17	前文	（５）のオリンピック関連の記述の削除 （問題点）前文（５）の子どもの権利条例に、わざわざ「オリンピック」を持ち出す必要はない。これは、現在の荻原市長におもねった文章なのか？　長野市は、長年、オリンピックの借金返済に追われた。今後も施設の維持管理に多額の費用がかかる。そのオリンピックを、子どもの権利条例の前文に、わざわざ入れる必要はない。 （解決策）オリンピックの部分を削除する。「培われた」→「養われた」と変えて、より一般的な言い方に変える。長野市の文化は、自然と人とによって、養われてきたことを明確にする。 （修正案）（５）長野市は、豊かな自然が広がり、善光寺を始めとして長い歴史と伝統に育まれた文化が養われた長野県の県庁所在地の都市である。子どもの権利条例も、人とのつながりや多様な価値観を大切にしてきた長野市の伝統に基づいて、今回ここに制定するものである。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。
18	前文	（５）長野市は、豊かな自然が広がり、長い歴史と伝統に育まれた文化が培われ、冬季オリンピック・パラリンピック開催都市として人とのつながりや、 多様な価値観を大切にしてきた。… 唐突な一文でこどもの権利や前段または後段との脈絡が分からない。次はこどもとの関連を重視し、必要な情報に絞って表現を修正した例であり、参考とされたい。 「長野市は、豊かな自然が広がり、もとより子どもの豊かな情操を育むには好適な環境を備えている。冬季オリンピックの開会式セレモニーでは子どもたちを主体とした演出を行うなど、本市は子どもたちを社会の構成員として重視してきた。」	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。
19	前文	（５）「冬季オリンピック・パラリンピック開催都市として」必要でしょうか？違和感があります。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
20	前文	（５）「冬季オリンピック・パラリンピック開催都市として人とのつながりや、多様な価値観を大切にしてきた。」の部分は、削除してもよいのではないでしょうか。オリンピック・パラリンピック開催都市であることは事実ですが、日本の他の都市と比べて、人とのつながりや多様な価値観が大切にされているとは、感じません。人とのつながりは東京などに比べて多いかもしれませんが、多様な価値観という点では、むしろ劣っていると感じます。子どもたちはいつか18歳以上になるわけですが、そのときに都会へ出ていく理由の１つに、田舎特有の心理的なきゅうくつさもあると思います。本当に多様な価値観が存在する長野市になるには、さらなる努力が必要だと思います。オリンピック・パラリンピック開催都市でなかったとしても、人とのつながりや多様な価値観は大切にされるべきです。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。
21	前文	（５）「子どもは、長野市の豊かな自然や文化、多様な価値観の中で成長していくことができる。」としていただきたい。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。
22	前文	（５）「子どもは長野市の豊かな自然環境や施設をあそびや成長に生かすことができる。」という表現にしてほしい。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。
23	前文	（５）市長がオリンピック選手だったからこれを入れたのかなと思いましたが、「冬期オリンピック・パラリンピック開催都市として」は唐突で条例前文にそぐわないと感じます。 ・前文（５）は「子どもは長野市の豊かな自然環境や施設や地域の人をあそびや成長にいかすことができる。」としてほしい。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。
24	前文	（５）１ページには長野市が「冬季オリンピック・パラリンピック開催都市」であることに触れていますが、これは子どもの権利条例の趣旨から外れた内容であり、削除すべきと考えます。子どもの権利に関する条例は普遍的な理念に基づくべきであり、特定のイベントに依存するべきではありません。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
25	前文	（５）冬季オリンピック・パラリンピック開催都市として・・・・開催都市であることと、人とのつながりや多様な価値観を大切にすることは関係ないと思います。下線部は削除するべきだと思います。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。
26	前文	（５）「冬季オリンピック・パラリンピック開催都市として」という文言は子どもの権利とは何ら関係がないので不要だと思います。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。
27	前文	前文を縮める。必要最小限の範囲内にとどめる。 （問題点）前文が格調高くない。全般的に１つの文章が長く、主語と述語の対応が分からない文章が多い。また、子どもの権利条例に、何の関係もないオリンピックの話が出てくる。 （解決策）今の前文の大部分を省いて、必要最小限の文章に縮める。前文は長い文章にしないで、短いまえがき的な文章にとどめる。そのような短い文章にしても、条例の趣旨は十分に伝わる。実際には（６）の文章の前半部分を採用する。 （修正案）（６）（番号は省く）長野市子どもの権利条例は、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法の考えのもとに、以下のとおり、定めるものである。	1	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色ととらえ、ご意見も参考にして文言を修正します。 また、他のご意見も踏まえ、前文（６）は「将来を担うというだけの存在ではなく」を削除して文言を整理します。
28	前文	（６）子どもは権利の主体であるという考えのもと、パートナーとして捉えるというところがとてもいいと思いました。	5	子どもは権利の主体であり、社会の一員として重んじられるパートナーであると考えています。子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
29	前文	（６）について （問題点）文章（６）は、文章が長すぎて分かりにくい。 （解決策）文章を２つに分けて、各々の記述の内容を、より明確にする。「育ち」→「成長」に変える。 （修正案） （６）長野市子どもの権利条例は、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法の考えのもとに定めるものである。 （７）本条例は、子どもが未来の社会を担う存在であるとともに、社会全体のパートナーであると捉えて、社会全体で子どもの成長を支え、すべての子どもが、将来にわたって、幸せに生きていくことができるように考えて定めるものである。	1	前文（６）の「子どもの育ち」については、ご意見を踏まえるとともに、こども大綱等における表記を基に、「子どもの成長」に修正します。また、他のご意見等も踏まえ、「将来を担うというだけの存在ではなく」を削除して文言を整理します。 参考：こども大綱 第一 ３から抜粋 こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことである。
30	前文	（６）「日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法の精神の元、社会全体で子どもが今の自分をしあわせに生きられる長野市にするために、この条例を定める」という表現にしてほしい。	1	他のご意見等も踏まえ、前文（６）の「将来を担うというだけの存在ではなく」を削除して文言を整理します。 なお、前文（６）の「将来にわたって」という文言には「今」も含まれると考えます。
31	前文	（６）の「子どもを将来を担うというだけの存在ではなく」は削除した方がよいです。子どもの権利が守られるのに、「将来を担う存在」であるかどうかは関係ありません。	1	ご意見を踏まえ、前文（６）の「将来を担うというだけの存在ではなく」を削除して文言を整理します。
32	前文	（６）子どもを「パートナー」と捉える視点はあくまでもおとなの視点であり、子ども主体ではないと感じる。誰のための条例なのか、もう一度考え直してほしい。市長を想像させる言葉があまりにも多すぎる。	1	子どもは権利の主体であり、大人として子どもをまちづくりのパートナーとして捉える必要もあると考えています。 なお、他のご意見等も踏まえ、前文（６）の「将来を担うというだけの存在ではなく」を削除して文言を整理します。
33	前文	（６）わかりづらい 「日本国憲法、児童の権利に関する条約、子ども基本法の精神にのっとり、社会全体で子どもが自分らしくしあわせに生きられる長野市にしていくために、この条例を定める」としてほしい。	1	他のご意見等も踏まえ、前文（６）の「将来を担うというだけの存在ではなく」を削除して文言を整理します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
34	前文 基本理念	前文　又は基本理念　又は　１０－１ 要望　子どもに保障される権利の明記。 子どもは、身体的や精神的な暴力は受けるべきではないということ。 大人もそして子ども自身もはっきりと認識できるような文言を入れることを要望する。 理由　大人が、子どもに基本的な生活習慣や社会性を身につけさせるため、しつけ、と思い、身体的・精神的暴力と思われる行為をすることが散見される。暴力的行為を封じると、時に指導などに手間がかかることでるが、保護者や子どもに関わる大人の手間を省くために子どもが暴力を受けるべきではないと思うため。	2	ご意見は、基本理念（４）「子どもの命が守られ、安全及び安心な環境のもと」、虐待、いじめ、差別への取組①「予防と早期発見」、②「救済するために、関係機関と連携して」という文言に包含されています。
35	前文	青木島遊園地の問題と、今回の子どもの権利条例について （問題点）今回の子どもの権利条例制定のそもそもの原因・契機となった、青木島遊園地の問題については、前文に一言の言及もない。この状況は、明らかにおかしい。長野市は、原因・契機となった青木島問題について言及を行うべき。 （解決策）青木島遊園地の問題に一言言及する。 （修正案）具体的な文章は市に一任する。	5	本条例は、子どもを持ち、育てることに、不安やためらいが生じかねない社会状況の中、安心して子育てができる環境を整備し、子どもを支える取組を進めることが急務であると考え、制定に取り組むこととしたものです。
36	前文	前文における基本原則の明示 ◆UNCRC４原則（差別の禁止、最善の利益、生命・生存・発達、意見尊重）。こども基本法第３条にも反映 。川崎市条例でも４原則を基盤としている。 ◆前文にUNCRCの４つの一般原則をより具体的に織り込むか、独立した条項として明記する。 例:「この条例の解釈及び運用にあたっては、児童の権利に関する条約にうたわれる差別の禁止、子どもの最善の利益の優先、生命、生存及び発達に対する権利の保障、並びに子どもの意見の尊重という基本的な考え方が最大限に尊重されなければならない。」	2	ご意見の内容は基本理念にも掲げており、本条例は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や、こども基本法の趣旨を踏まえたものとしています。
37	前文	日本の固有の神話・文化、地域の歴史・伝承を外国の勢力の介入なく教えること。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
38	前文	子どもの権利条例は、子どもを権利の主体として位置づけ、本来子どもが持っている権利を保障し、子どもの最善の利益を実現するためのものであること、子どもを直接的に支援するものであり、子どもの自己肯定感を育み、自己形成を支援し、エンパワメントを促進するものである、ということを市民や子どもにわかりやすく明確に示してください。	2	ご意見の内容は、前文や目的に包含されています。本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
39	前文	従来の子ども施策のように、おとなの考える「健全な子どもの育ち」に向けて、おとなが子どもを守り指導をするということではなく、子ども自身が「育ち・学び」の主体であって、問題を解決したり社会に参加する主体である、ということを明快に示してください。	2	ご意見の内容は、前文（３）、（４）に包含されています。本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。
40	前文	前文は、大人が読んでも子どもが読んでも、子どもの権利について理解できる内容であることが望ましいと思います。市が令和６年11月～12月に行った（仮称）長野市子どもの権利条例の制定に向けた当事者や関係者の意見把握アンケートにおいて、「子どもの権利条例」の認知状況で内容までよく把握している保護者の数が少数だったことからも、この条例が、わかりやすく誰にでも理解できるようなものとなり、まだまだ認知度が低い「子どもの権利」について市民が知るきっかけになってほしいです。	5	子どもの権利について市民の皆様に理解を深めていただくことは重要であると考えています。分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
41	目的	１目的で、「大人」の概念を導入して、その内訳（分類）を示す。 （問題点）骨子案では「子ども」に対する「大人」の定義がない。１目的で「大人」の概念を入れて、２定義で「大人」の定義を行う。「大人」の記載の順番は、「保護者」「市民」「市」「育ち学ぶ施設」「地域」「事業者」の順にする。「保護者」「市民」の前に「市」が出るのはおかしい。「子ども」の権利を護るのは、まず「保護者」「市民」であり、その支援を行うのが「市」以下の各役割になる。実際には、大人は、その内訳（分類）にかかわらず、すべての大人が一致団結・協力して、子どもの権利を護るために取組を行う。 （解決策）１目的では「子ども」に対する「大人」の概念を入れておき、２定義で、「大人」の定義とその内訳（分類）を行う。 （修正案）子どもの権利を保障するための基本的な事項を定め、大人　（保護者、市民、市、育ち学ぶ施設、地域及び事業者）の役割を明らかにし、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指すことを目的とする。	4	本条例の目的である、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指し、様々な立場にある大人がそれぞれの役割を果たすことが大切と考えます。そのため、条例骨子案のとおり、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者を定義し、それぞれの役割を明記しています。 また、市の姿勢を打ち出すため、市を最初に記載しています。
42	目的	～事業者の役割を役割を明らかにし、協力し合い責任を持ち子どもにとって最もよいことは何かを第一に考える。子どもが幸福を感じ将来にわたって夢や希望を～を目的とする。※精神的な幸福が大切になる。	2	協力し合い責任を持つことについては、基本理念として、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者の連携について明記しています。 また、幸福を感じることは、子どもにとって大切なことであり、前文（６）において、「全ての子どもが将来にわたって幸せに生きていくことができるまちづくりを進めることを目指し、この条例を定める」と明記しています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
43	目的 定義	小学生くらいの子どもでも読むことができるように、です、ます調で優しい言葉にしてほしい。 【理由】 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉の条文で条例を作っている先行自治体がある。 ・子どもをパートナーとして共に社会参加する条例であるから、共通の言語（お役所言葉ではないやさしい日本語）で条文があることが大切だと思う。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
44	目的 基本理念	目的にある「子どもにとって最もよいこと」と、基本理念の（１）にある「子どもの最善の利益」とは、具体的にどのような内容や状態を想定しているのでしょうか？ また、だれが「最善」だと判断するのでしょうか？ 子どもにわかりやすく伝えるために、「最善」ではなく、子どもの権利が保障された状態を具体的に表す言葉への置き換えをご検討いただきたいと思います。 あわせて「４　市の責務」にある「子どもが幸せな状態で生きていくことができるまち」も具体性に欠けていると思います。	5	「最善の利益」は，児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や、こども基本法の趣旨を踏まえたものとしています。 また、「子どもが幸せな状態で生きていくことができるまち」についても、こども大綱の趣旨等を踏まえたものとしています。
45	目的	「子どもにとって最も良いことは何か」との記載がありますが、子どもの権利条約にある「子どもの最善の利益」という言葉を使った方が適当かと思いました。他の条項にも「子どもの最善の利益」という言葉が使われていましたので、よろしいかと思います。	1	ご意見のとおり、基本理念の表記に合わせ、目的の「子どもにとって最も良いことは何か」を「子どもの最善の利益」に修正します。
46	定義 子どもオンブズパーソン その他	案内でのこどもの定義を年齢で範囲決めしたように。案内での大人の解釈明記が重要だと考えます。 現在のまわりのすべての大人という解釈では、これまで同様特定の思想や利権に偏った人種によるこどもの人権侵害が横行するだけと考えます。オンブズパーソンをになう人が高潔な人物のみ選定されるなら、３人という限られた少数でカバーできる範囲は非常に限られるでしょう。また、目に見えて高齢経験者の選定確率が高いと思われます。話題性も含めて40歳以下の組織形成でＰＣプログラマー、バックヤードエンジニア、ｂｔｏＣビジネス営業経験者という構成はいかがでしょうか？フットワークを軽くし、データ収集をメインにデータの分析を徹底し、アプリケーション構築の優先が良いと思います。市には優秀な方がすでにいますから、問題の解決方法よりも問題の発見、発掘が優先事項でしょう。	5	子どもオンブズパーソンの人数は、本市と同規模の他自治体の事例を踏まえ３人以内としています。 また、子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
		こどもを保護対象とみなすのも良いですが、 非常に優秀な長期投資先とも考えられます。消費単位としても労働単位としてもフラット35よりリターンは高いと思います。 物理的保護先の箱ものはなるだけ用意してください。 リフォームした空き家、いらない公民館。体育館、ショッピングモールの一角、営業終了後のテナント。新しく建てるのだけはやめてください。建築物を増やす事は負の遺産を増やすのと同じです。子供食堂を増やしたりするものやめてください。やるならこれをきっかけに複合的な経営状態にしてください。単一的な専門施設はろくな人材が集まりません。知識、見解、経験は十二分にあります。行動力、人間力、経営力こそたりないと思います。専門家３人集めても、上記３名集めた方がレスポンスよくこどもたちのためになります。営業成績はどれだけ多くの子供たちをあんしんさせられるか。		
47	定義	「子ども」の定義 【懸念点】 1. 定義の拡張による混乱 「等しく権利を認めることが適当と認められる者」という表現は非常に抽象的で、不法滞在者の子など、法的地位が不明確な者まで対象になる恐れがあります。行政判断の基準が曖昧となり、支援の濫用・恣意的運用を招きかねません。 2. 公平性と住民の納得感 在留資格を持たない者まで支援対象とされれば、納税している市民との公平性に疑義が生じ、市民感情や信頼を損なう可能性があります。 3. 制度の悪用リスク 支援目的の短期滞在や偽装居住など、制度の趣旨と異なる利用を誘発するリスクがあります。 【提案】 1.「子ども」の定義に客観的かつ限定的な基準を明記すること 例として以下のような表現を検討いただきたい： 「市内に現に在住し、適法な在留資格を有し、継続的な生活実態が認められる18歳未満の者」 または、 「在学・在勤も、継続的な居住実態と市民との関係性が認められる者」 など、行政判断が可能な基準に限定することを求めます。 2.「等しく権利を認めることが適当と認められる者」の表現の削除または明確化 「適当と認められる」のような主観的な文言は、誰が何を根拠に判断するかが不明確で、制度の濫用や恣意的運用を招きかねません。	4	子どもの定義については、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や、こども基本法を基に、18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認められることが適当と認められる者としています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
		【付記：子どもと保護者の責任の分離】 もちろん、どのような立場の子どもであっても、子ども本人に責任があるわけではありません。 しかし、仮に保護者が法的義務や社会的責任を果たしていない場合、その責任はあくまでも保護者側に問われるべきであり、子どもの人権保護と制度運用の正当性は切り分けて議論される必要があります。 この視点を欠いたまま制度を設計すると、支援の対象が不明確になり、逆に社会の支持を得られにくくなることを懸念します。 【結び】 子どもの権利保障は重要ですが、そのためには制度の透明性・公平性・持続性が前提です。 定義の曖昧さが続けば、かえって支援の正当性が揺らぎ、本当に保護が必要な子どもたちへの支援も難しくなります。条例の理念が市民から長く支持されるよう、「子ども」の定義の見直しを強く求めます。 あわせて、私たちの税金が適正かつ効果的に使われることを願います。		
48	定義	定義で「子ども」に対する「大人」を定義して、その内訳（分類）を示す。 （問題点）骨子案では「子ども」に対する「大人」の定義がない。２定義で「大人」の定義を行い、１目的に「大人」の概念を入れておく。「大人」の記載の順番は、「保護者」「市民」「市」「育ち学ぶ施設」「地域」「事業者」の順にする。「保護者」「市民」の前に「市」が出るのはおかしい。「子ども」の権利を護るのは、まず「保護者」「市民」であり、その支援を行うのが「市」以下の各役割になる。実際には、大人は、その内訳（分類）にかかわらず、すべての大人が一致団結・協力して、子どもの権利を護るために取組を行う。 （解決策）１目的では「子ども」に対する「大人」の概念を入れておき、２定義で、「大人」の定義とその内訳（分類）を行う。 （修正案）(2)この条例において、「大人」とは、市内に在住し、在学し、若しくは在勤する者の中で、18歳以上の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。この条例では、「大人」の内訳（分類）として、「保護者」「市民」「市」「育ち学ぶ施設」「地域」「事業者」を以下のとおりに定義する。	4	本条例の目的である、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指し、様々な立場にある大人がそれぞれの役割を果たすことが大切と考えます。そのため、条例骨子案のとおり、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者を定義し、それぞれの役割を明記しています。 また、市の姿勢を打ち出すため、市を最初に記載しています。
49	定義	これにより日本人の子供の権利を侵害・奪われないこと。	4	本条例は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や、こども基本法の趣旨を踏まえたものとしています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
50	定義	（1）子ども 「市内に在住し、在学し、若しくは在勤する者」と第一義的になっていますが、条文中にある「育ち学ぶ施設」や「事業所」を利用する他市町村の児童はその中に一部入っていません。出来れば第一義的な中に入れていただければと思いますし、そうでなければ、その他の中に入っていることをどこかで明記していただきたいと思います。	2	子どもの定義については、市内に住民票がなくとも、在学し、在勤する人を含んでいます。条例制定後、対象となる子どもの定義についても、広報・啓発を行っていきます。
51	定義	（2） 保護者の定義の見直し 　骨子案では保護者を「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に養育する者」と定義していますが、この定義では離婚後に親権を失った非同居親が保護者として扱われない恐れがあります。面会交流の際にも、非監護親としての役割が尊重されるよう、広範な保護者の定義が必要です。	4	保護者の定義については、児童福祉法を参考にしています。 参考：児童福祉法第６条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
52	定義	（4）育ち学ぶ施設 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいう。 青木島遊園地廃止の反省に立ち「育ち学ぶ施設」として、「保育所、学校、児童養護施設」に続けて「公園・遊園地」を明文で示されたい。	4	「育ち学ぶ施設」については、児童福祉法に規定する保育所、児童福祉施設等、学校教育法に規定する学校等、子どもが入所や通所、通学している施設として定義しています。
53	定義	（4）育ち学ぶ施設 「育ち学ぶ施設」の中に、フリースクールや習い事の施設・場も定義してほしいです。その場合、公設・民間問わず、対象にしてほしいです。	2	「育ち学ぶ施設」については、児童福祉法に規定する保育所、児童福祉施設等、学校教育法に規定する学校等、子どもが入所や通所、通学している施設として定義しています。
54	定義	（4）育ち学ぶ施設 「保育所、学校、児童養護施設」と第一義的に記載されていますが児童養護施設は市内に3カ所だけだったかと思います。あまりにも狭義に思います。出来れば「学校、児童福祉施設」とかにしていただいた方がよろしいかと思います。	4	分かりやすく具体的なものとして「保育所、学校、児童養護施設」としています。
55	定義	（5）地域 「地域」の定義ですが、団体に限る必要はないのではないでしょうか。（3）の市民と重なる面もあると思いますが、地域全体で子どもを見守る、といったときに、「団体以外の個人＝地域の大人」が果たす役割も大きいと思います。	1	ご意見のとおり、地域の定義については団体に限らず様々な形態が想定されるため、「団体」を「団体等」に修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
56	基本理念 市の責務	市は、子どもに関する施策を、子どもの権利を尊重する４つの原則を大切にして行います。 市は、子どもが健やかに成長するよう、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者と相互に連携して子どもへの支援を行います。地域と保護者の活動を支援します。 にしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・（３－（１））考慮される。（３－（２）十分に尊重される。という行政的なフレーズが意味するところは子どもの最善の利益の原則とは似て異なるものではないでしょうか。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。 また、子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。
57	基本理念	「子どもに関する施策は～」基本理念の項に「施策」はおかしいと思います。 →子どもにとって大切な権利は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない	1	市、保護者、育ち学ぶ施設等、市全体で基本理念としたいものであることから、「子どもに関する施策」を「子どもに関する取組」に修正します。
58	基本理念	「子どもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念としておこなわなければならない。」は、施策についての内容ですので、「４　市の責務」の項が相応ではないでしょうか。	1	市、保護者、育ち学ぶ施設等、市全体で基本理念としたいものであることから、「子どもに関する施策」を「子どもに関する取組」に修正します。
59	基本理念	（１）（２）（３）（４）の基本理念は子どもの権利を書いていただきたいです。 できたら、柔らかい文章で。～ものとする→～します。 （５）は他の場所に移してください。	1	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。 基本理念（５）については、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要と考え、基本理念としています。ご意見等を踏まえ「子どもへの支援」を「子どもに関する取組」と修正し、別項目として文言を整理します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
60	基本理念	子どもの権利条例は、市の施策についてのみ定めるものではないので、この項目に「子どもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない」と書くのはおかしいと思います。 また、（５）基本理念を実現するための方法を示すもので、基本理念ではないので、この項目からは外して別の項目に移してください。 ➡「基本原則」の項目として書くならば、下記のようになると思います。 子どもの権利条約に定める４つの原則を基に、次に掲げる子どもの権利が保障されるまちづくりを進めます。 （１）子どもの最善の利益 （２）子どもの意見の尊重 （３）差別の禁止 （４）生命、生存及び発達に関する権利 また、他自治体の条例では、長野市骨子案の「基本原則」にあたる項目を、「子どもの権利」「子どもにとって大切な権利」という項目として、子どもの権利条約の４つの基本原則と、具体的にどんな権利を大切にしていくのかが書かれています。長野市の条例にも、どういう権利をみんなで大切にしていくのか、子どもを含む市民が理解し、共通の認識をもって取り組むことができるように書いてください。	1	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。 基本理念（５）については、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要と考え、基本理念としています。ご意見等を踏まえ「子どもへの支援」を「子どもに関する取組」と修正し、別項目として文言を整理します。
61	基本理念	基本理念ではなく「子どもの大切な権利」としてほしい。＊権利の明記を強く望みます 「子どもは子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。こどもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。（１）～（４）」とし、（５）は省略でお願いしたい。	1	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。 基本理念（５）については、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要と考え、基本理念としています。ご意見等を踏まえ「子どもへの支援」を「子どもに関する取組」と修正し、別項目として文言を整理します。
62	基本理念	「子どもに関する施策は、このような事項を基本理念としなければならない」となっていますが、他の自治体の条例では「基本理念」の部分について「子どもの大切な権利」等わかりやすい言葉で書かれています。長野市の条例でも「松本市子どもの権利に関する条例　第２章　子どもにとって大切な権利と普及」などを参考にし、子どもや市民にわかりやすい表現にしてください。 （１）～（４）は、子どもの権利条約の４つの原則であり「基本理念」と言えますが、（５）はその基本理念を実現する方法であり、別の項に書くべき内容だと思います。	1	子どもに関する取組は、４つの事項を基本理念として行うこととしています。前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。 基本理念（５）については、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要と考え、基本理念としています。ご意見等を踏まえ「子どもへの支援」を「子どもに関する取組」と修正し、別項目として文言を整理します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
63	基本理念	（５）は市の施策でしょうか？ここではないのでは？	1	基本理念（５）については、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要と考え、基本理念としています。ご意見等を踏まえ「子どもへの支援」を「子どもに関する取組」と修正し、別項目として文言を整理します。
64	基本理念	基本理念ですが、子どもの権利条例の４つの原則だけでよいです。冒頭の子どもに関する施策は・・・という部分と（５）は記載する必要はないとおもいます。むしろ、市の責務に入るべき項目です。	1	基本理念（５）については、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要と考え、基本理念としています。ご意見等を踏まえ「子どもへの支援」を「子どもに関する取組」と修正し、別項目として文言を整理します。
65	基本理念	基本理念を語るには、まず子どもの権利についての説明が必要だと思います。 （５）については、「４　市の責務」以下の項目に入れるものだと思います。	1	基本理念（５）については、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要と考え、基本理念としています。ご意見等を踏まえ「子どもへの支援」を「子どもに関する取組」と修正し、別項目として文言を整理します。
66	基本理念	基本理念は、こどもの権利条約の４原則を基本理念としているにもかかわらず、（５）が唐突なため、市の責務の（３）に入れるべきでは?	1	基本理念（５）については、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要と考え、基本理念としています。ご意見等を踏まえ「子どもへの支援」を「子どもに関する取組」と修正し、別項目として文言を整理します。
67	基本理念	基本理念の（５）は基本理念とはべつの項目ではないかと思います。 基本理念の子どもの大切な権利など、松本市の条例のように、子どもにわかりやすい表現（子どもに分かりやすいという事は、大人にも分かりやすい）にしてください。	1	基本理念（５）については、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要と考え、基本理念としています。ご意見等を踏まえ「子どもへの支援」を「子どもに関する取組」と修正し、別項目として文言を整理します。
68	基本理念	基本理念への「遊ぶ権利」の追加 ◆UNCRC第31条、川崎市条例13条等で明記されている権利 ◆特に青木島遊園地廃止でこどもの遊ぶ権利が不当に侵害された本市としてはその反省として、明確に保障する必要がある。 ◆第３条の基本理念に「子どもが自由に遊び、休息し、並びに文化的及び芸術的な生活に参加する権利を有する」等の文言を追加する。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
69	基本理念	基本理念は入っていますが「子ども時代」を保障する６つの権利も入れる必要があると思います。 生存権…生きる権利・命と健康が守られる権利 生活権…安心した生活が守られる権利 学習権…学ぶ権利、分かるように教えてもらう権利 遊び権・文化権…楽しく遊び創造力をはばたかせていく権利 更生権…失敗できる権利、やり直し立ち直っていく権利 自治権・社会参加権…取り仕切り、参加していく権利	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。
70	基本理念	基本理念には、子どもにはどのような権利があるのか、といった「子どもの権利」の基本である４つの原則と、子どもの大切な権利について明記してください。４つの原則はすべての市民が知っておくべきことですので、権利の定義を条文に記すことは必須だと思います（参考:東京都豊島区「豊島区子どもの権利に関する条例」　第３章「大切な子どもの権利」第５条から第12条、ほか神奈川県川崎市、東京都小金井市など）。	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。
71	基本理念	条例名を「子どもの権利条例」とし、前文にも「子どもは独立した権利の主体」と明記している点がとてもよいと思います。他方、そのような子どもの権利条例であるのに、条例本文に、「子どもにどのような権利があるのか」が書かれていません。子どもには〇〇という具体的な権利があり、だから、その権利を保障するために市や大人の責務、役割が導かれるという論理だと思いますので、権利がある（保障される）ことを明記すべきと思います。 具体的には、「３　基本理念」の前か後に、権利のカタログ（安心して生きる権利、自分らしく育ち・学び・遊ぶ権利、意見表明や社会に参加する権利、必要な保護や支援を受ける権利など）を規定することが考えられます。 あるいは、「３　基本理念」の第一文として、例えば、「子どもは、誰もが、安心して生きること、自分らしく育ち・学び・遊ぶこと、意見を表明したり社会に参加すること、必要な保護や支援を受けることなど、人間としての大切な権利を有している。」を挿入することが考えられます。	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。
72	基本理念	子どもが読んで、子どもの権利がわかりやすく、具体的例も含めて書いてほしい。 他自治体の権利条例には、具体例記載があると聞きました。	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
73	基本理念	要望　　子どもの権利を明記していただきたい 取り組みの内容は権利に関連することですが、具体的に権利は明示されていません。 子どもは、どのような権利があるかを知り、そして権利が蔑ろにされている場合には、子ども自らも権利を取り戻す手立てを持っている、ということが伝わることにより、社会の一員としての意識を持つことができると思います。 主体が子どもであることをわかりやすく伝えていただきたいです。	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。
74	基本理念 （子ども向け骨子案子どもの権利ってなに？）	子どもの姿が見えにくいことが気になります。 子ども達が自分自身の持つ権利について知ることが大切だと思います。 Ｐ２～３の大人の役割の部分には、少し盛り込まれていますが、子ども向け骨子案では、わかりません。 大人の役割の前に、子どもが守られるべき権利について加え、大人の役割を続けていくとよりやるべきことが明確になり分かりやすくなると思います。	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。
75	基本理念	多くの自治体の条例にあるように、子どもの権利について詳しく説明する章を入れるべきと思います。	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。
76	基本理念	全体的に受けた印象として、結局何が言いたいのかがぼやけてしまっている気がします。この条例が子どもの権利を保障するためのものであるなら、権利についての説明がないとおかしいのではないかと思います。他の自治体の条例には、子どもの権利について詳しく説明する章があるので、そういった章を設けるべきと思います。	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。
77	基本理念	長野市としてどのような子どもの権利を大切にしていくのか、基本理念だけでなくまず子どもの権利について明文化されると良い。	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
78	基本理念	子ども版の条例骨子案の紹介に 〇子どもの権利って何？ すべての子どもが、その命を守られ、健やかに、自分らしく、暗視してすごせるために必要なものです。 【４つの原則】 ・子どもの最善の利益（子どもにとっても最もよいこと） ・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること） ・差別の禁止（差別のないこと） ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること） という言葉がありますが、条例の本文からは抜けているので、これを条例の本文に入れてください。 【理由】 ・子どもの権利って何？ということが条例本文でわかわらないと条例を使いにくいと思います。 ・子どもの権利って何？は子どもの権利条約の精神をそのまま表した者で、グローバルに通用する子どもにとってわかりやすい言葉だと思います。 ・子どもに関しては縦割り行政をなくしていくことが必要だと思います。そのために長野市子ども白書を作るといいと思います。	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。
79	基本理念	市の条例を読めば「子どもの権利」が適切に伝わる必要があると思います。 骨子案で子どもの権利について一番詳しく書かれている基本理念の項は、子どもの権利への言及と同時に施策の内容にも読めました。 権利の主体である子どもや、まだ「子どもの権利」という考えが身近でない大人が読んだときにも 理解できるような子どもの権利について書かれている部分が必要に感じました。 長野市が国際的水準で子どもの権利を保障していけるように国連子どもの権利委員会の見解なども参考にできればいいと感じました。	4	子どもに関する取組は、基本理念のとおり、４つの事項に基づいて行うこととしています。他のご意見等も踏まえ、前文（３）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。
80	基本理念	基本理念（２）子ども自身が自分の意見を自由に表明することができ、子どもの年齢及 び成長の程度に応じて、十分に尊重されるものとする。 こどもの意見表明権についての表現が「～できる」規定であり、権利保障の表現としては弱い。青木島遊園地廃止では児童センター児童による遊園地への感謝表現に対し社会福祉協議会から不当な制限がなされ、今も権利回復がなされていない反省に立つべき。また「十分に尊重される」対象が不明である。次に修正事例を示す。 「子ども自身が自分の意見を自由に表明する機会が十分に保障されること、並びに子どもの年齢及び成長の程度に応じて、その意見が尊重されることを原則とする。」 ※「原則」とするのは、市は保障の義務を負うべきである一方、地域、保護者、事業者、育ち学ぶ施設（の一部）は民間であることから、努力義務に留める場合がありうるため。	2	子どもが自主的に意見を表明できることを意図しているため、この表現としています。なお、大人側からみた子どもの意見の機会の確保は、意見表明③に含まれています。 なお、「十分に尊重されるものとする」は、前段の「子ども自身が自分の意見を自由に表明すること」を受けています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
81	基本理念	「子どもの年齢及び成長の程度に応じて」との記載がありますが、他の項目では「子どもの年齢及び発達の程度に応じて」と記載されています。後者の方が腑に落ちますがいかがでしょうか？	1	ご意見を踏まえ、文言を整理して「年齢及び成長」を「年齢及び発達」と修正します。
82	基本理念	「事業者の役割」の次に、松本市の子どもの権利に関する条例の「第３章子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者への支援」　と同じ内容の項目を追加してください。 子どもの生活の場での権利を保障するためには、家庭や育ち学ぶ施設の関係者が問題を抱え込まない、孤立しないことが重要です。役割を示されるだけだと、責任を感じて自分だけで頑張らなければと感じてしまいがちです。周囲の人も、自分で頑張りなさいという考えになりがちです。子どもの権利を守るためには保護者や育ち学ぶ施設のおとなが必要な支援を受けられることが大切であることを、市民の共通の認識とするために、「子どもを支援する人への支援」の項目を設けてください。	2	ご意見は、市の責務（３）に包含されています。本条例に基づき、市は、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者と連携するとともに、その活動を支援していきます。
83	基本理念	「医療、教育及び生活の支援を受ける」との記載がありますが、「医療、教育、福祉及び生活の支援を受ける」の方がよろしいかと思います。例えば、福祉の中には発達支援を行っている事業所が多々あります。	4	基本理念につきましては、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の趣旨を踏まえた内容としています。
84	大人の役割（イメージ）	子どもをまん中にし、まわりの社会と子ども達がしっかりと手をにぎってつながっていることが大切である。	5	説明資料に対するご意見であるため、ご意見として承ります。条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。
85	大人の役割	条例文では、子どもに対する第一義的責任が保護者にあること、を第一に掲げていただくようお願いします。子どもの育ちに社会が関わるのは第二、第三の意義です。「子どもは社会で育てる」というようなことが主として明記されるようなことがないよう希望します。	3	保護者の役割において、「保護者は子どもの養育及び発達についての第一義的な責任がある」としていますが、こども基本法やこども大綱を踏まえ、社会全体で子どもを支えていくことも大切であると考えます。
86	大人の役割	まずは、長野市において子どもの権利条例制定に向けた取組を行われていること、また内容に災害時の安心・安全な環境づくりを含めていただけたことに感謝申し上げます。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
87	大人の役割	子どもたちが自分自身の持つ権利について知ることが大切だと思います。 そのための取り組みについては、Ｐ４「10 条例を実行する具体的な取組」の④・⑤・⑥で盛り込まれていますが、Ｐ２～３それぞれの役割の中では触れられていないように感じました。「長野市子どもの権利条例」の周知などを通して、子どもたちに自身の権利について伝えていくために、それぞれが担う役割を明記すると、意識的に伝えていくことにつながるように思います。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見は、条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。
88	大人の役割	長野市が子どもの権利を保障するための基本的な事項を定め、市をはじめそれぞれの役割を明確にし、明文化したことは素晴らしいことと思います。 子ども支援活動をしている私たちにも、大変励みになります。 今後もすべての子どもが将来にわたって幸せに生きていくことができるまちづくりが一層進められることを期待しています！	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
89	市の責務	市の責務が少なすぎる。責任逃れすることを明文化しているだけ。保護者の役割の項にある、「子供の意見を尊重する」というようなことすら入っておらず、やる気がないのがバレバレ。市役所にだって保護者や市民に該当する人はいるんだから、まずはその人たちの意見を聞いてみたら？市役所だって保護者であって市民でもあるのだから、部外者みたいなスタンスでいたらダメだよ。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
90	市の責務	過剰なLGBTから子どもを守れるか。 （男女のトイレ別・修学旅行先での宿泊・風呂の男女別など）	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
91	市の責務 大人の役割	市の責務　保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者の各項目 子どもの日記念シンポジウムで示された市の資料では、市の責務と保護者や市民、施設、地域、事業者の役割が同列に並べられています。しかし市の責務と保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者の役割が同列なのはおかしい気がします。 それぞれの立場で大人の役割を果たすために必要な支援を行うと市の責務では記載されていますが、それぞれの役割の中には、「支援を受けることができる」文言が記載されていません。この点の整理が必要です。	1	市の責務として、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者と連携するとともに、その活動を支援していくことを明記しています。保護者については、保護者の役割（１）で「必要な協力を周囲から得ながら」としていますが、保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。
92	市の責務	子どもの育ちを保証していくためにはハード面、ソフト面を問わず、環境整備がかなり重要なポイントだと思っています。育ちの環境整備は第一義的に行政の責務だと考えますがいかがでしょうか？是非、項目のどこかに表記していただきたいと思います。	5	子育て・子育ちに関する取組は、既存の計画等に基づき行われています。子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
93	市の責務	（1）「市は、子どもに関する施策を推進することにより、子どもが幸せな状態で生きていくことができるまちの実現に向けた取り組みを行うものとする」という記載は、「市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努め、すべての子どもが自分らしく生きられるまちの実現に向けた取り組みを行うものとする」といった内容に変更してください。	2	ご意見の内容は、前文、目的等に包含されています。また、他のご意見を踏まえ、前文（3）に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明することとします。
94	市の責務	（1）「子どもが幸せな状態で生きていく」は「子どもが自分らしく生きていく」にした方がよいと思います。	2	市の責務（1）の表現は、こども基本法やこども大綱の趣旨を踏まえ、ウェルビーイングの考え方を基本として「幸せな状態」としています。「自分らしく」の考え方については、前文（1）～（4）に包含されています。
95	保護者の役割	「保護者の役割」について、家庭での子どもの権利を守るために、保護者は行政から支援を受けることが可能である	1	市の責務として保護者を支援していくことを明記するとともに、保護者の役割（1）で「必要な協力を周囲から得ながら」としています。保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、保護者の役割（1）の「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。
96	保護者の役割	保護者の役割において、保護者自身が安心して子育てができるよう、必要な支援を受ける権利が保障されることを明記してください（参考:東京都世田谷区）。	1	市の責務として保護者を支援していくことを明記するとともに、保護者の役割（1）で「必要な協力を周囲から得ながら」としています。保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、保護者の役割（1）の「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。
97	保護者の役割 育ち学ぶ施設の役割	子ども発信だけでなく、困っている保護者や教育関連施設が子どものためにSOSを出す必要があること、またSOSを出した時に、しっかり支援を受けられることを明記して頂きたいと思います。よろしくお願いします。	1	市の責務として、保護者や育ち学ぶ施設等と連携するとともに、その活動を支援していくことを明記しています。保護者については、保護者の役割（1）で「必要な協力を周囲から得ながら」としていますが、保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
98	保護者の役割	（原　案）（２）保護者は、子どもの意見を尊重し、自分を大切にする気持ちを育むとともに、子どもの成長・・・ （修正案）（２）保護者は、子どもの意見を尊重し、子どもが自分自身を大切にする気持ちを育むとともに、子どもの成長・・・ （理由）原案の文脈では、「自分」が「子ども」を指すのか、「保護者」を指すのかが分からない。判然としない。「自分」→「子どもが自分自身」と言い変えて、文章の趣旨が、よく分かるようにする。	1	ご意見を踏まえ、文章の趣旨が分かるように、「自分を大切にする」を「子どもが自分を大切にする」に修正します。
99	保護者の役割	（２）「保護者は子どもの権利を尊重し、自分も他者も人権を尊重しあうことの大切さを共有するよう努める」という表現にしてほしい。	4	保護者の役割（２）のとおり、「保護者は、子どもの意見を尊重し、自分を大切にする気持ちを育むとともに、子どもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるように努めるものとする。」とします。
100	保護者の役割（子ども向け骨子案子どもの権利条例ってなに？）	「まわりの大人たちの役割を決めて、」という表現が、子どもたち自身の役割を見えにくくしてしまっている気がします。	5	子ども向け条例骨子案に対するご意見であるため、ご意見として承ります。条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。
101	保護者の役割（子ども向け骨子案）	「子どもの意見を大切にし、子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるようにします」は、「生活習慣を身につけることができるよう」を強調しているが、骨子案を反映させるには、子どもに寄り添った条文であるべき。「子どもが自分を大切にする気持ちを持てるよう支援します」に置き換えた方が良い。	3	子ども向け条例骨子案に対するご意見であるため、ご意見として承ります。条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。
102	保護者の役割（子ども向け骨子案）	保護者のところで「子どもの意見を大切にし、子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるようにします」ではなく、「子どもの意見を大切にし、子どもが自分を大切にする気持ちを持てるように支援します」の方が骨子案を反映していて良いと思う。「生活習慣を身につけることができるよう」をハイライトするのは子どもに寄り添った条文ではない。	3	子ども向け条例骨子案に対するご意見であるため、ご意見として承ります。条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。
103	保護者の役割	保護者は、子どもとの会話の頻度を高くし、子どもの意見を尊重し、意見を大切にする気持ちを～努めるものとする。※子どもたちは常に話を聞いてほしいと望んでいる。子と話す時間を持つことが大切である。保護者に限らず意見と同じくらい会話をしたいのである。	2	子どもと保護者との会話についても大切な視点だと考えますが、「意見表明」の①「自分の意見を表明することができ」や、③「子どもの意見を聴く機会の確保」に、会話も含まれていると考えます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
104	保護者の役割	（１）保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、必要な協力を周囲から得ながら、子どもが心身ともに安らかで健やかに育つ家庭環境づくりをしています。 （２）保護者は、子どもの意見を尊重し、自分を大切にする気持ちを育むとともに、子どもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を育てています。 にしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
105	保護者の役割	（１）保護者の役割について、「必要な協力を周囲から得ながら、」とあるが、周囲から協力を得ることが難しく、孤立してしまう保護者もいると推測されます。そのため、「役割」からは離れてしまうかもしれませんが、「保護者も子どもと同様に、支援を受けたり、助けを受けることができる」というような条文を追加すべきと考えます。この（１）と（２）の条文のみだと、保護者に過度なプレッシャーを与えることになると思います。現に今困っている保護者に対しても「支援します・助けを求めてもよいですよ」というメッセージを出すべきです。	1	市の責務として保護者を支援していくことを明記するとともに、保護者の役割（１）で「必要な協力を周囲から得ながら」としています。保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、保護者の役割（１）の「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。
106	保護者の役割	「保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために、必要な支援を受けることができる」という文言を入れていただきたい。	1	市の責務として保護者を支援していくことを明記するとともに、保護者の役割（１）で「必要な協力を周囲から得ながら」としています。保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、保護者の役割（１）の「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。
107	大人の役割	〇５保護者の役割　～　８地域の役割 ・子どもの権利を保障するためには、家庭・育ち学ぶ施設・地域など子どもが過ごす場のおとなが安心してその役割を果たせることが重要です。Ｐ４　10（２）「子どもの居場所づくり②」（６）「子育て家庭への支援」に、育ち学ぶ施設や地域、保護者に対しての支援が記載されていますが、保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民・地域は、子どもの権利を保障するために必要な支援を市から受けることができるということをわかりやすく明記してください。	1	市の責務として、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者と連携するとともに、その活動を支援していくことを明記しています。保護者については、保護者の役割（１）で「必要な協力を周囲から得ながら」としていますが、保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
		参考１：松本市子どもの権利に関する条例 （家庭における権利の保障と支援） 第８条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。 ２ 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。 ３ 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。 （育ち学ぶ施設における権利の保障と支援） 第９条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。 ２ 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。 ３ 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。 （地域における権利の保障と支援） 第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。 ２ 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。 ３ 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。 参考２：武蔵野市子どもの権利条例 　第３章 子どもの権利を保障するための役割 （市の役割） 第６条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。 （市民の役割） 第７条 市民は、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指します。 ２ 市民は、子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援することに努めます。 ３ 市民は、市が実施する子どもの権利を保障するための施策について可能な範囲で協力します。 ４ 事業者（市民のうち、市内で事業を営む法人その他の団体と個人をいいます。）は、事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境をつくるよう努めます。 （保護者の役割） 第８条 保護者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めます。 （育ち学ぶ施設の役割） 第９条 育ち学ぶ施設の関係者は、市、市民および保護者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進します。		

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
		第４章 子どもを支える人々への支援 （保護者と家庭への支援など） 第10条 市は、保護者が子どもの権利を保障するために必要な環境を確保できるよう、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行います。 ２ 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされること、子どもとして必要なものが与えられないことなどの理由により子どもの権利を侵害された状況におかれることのないよう、子どもと家庭へ必要な支援と啓発を行います。 （育ち学ぶ施設への支援） 第11条 市は、育ち学ぶ施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行います。 ２ 市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるための研修と研究に自主的に取り組むことができるよう、必要な支援に努めます。 ３ 市は、育ち学ぶ施設の関係者が働きやすい環境を整えることができるよう、必要な支援を行います。 （市民活動への支援） 第12条 市は、市民による子どもの権利を保障するための活動に対し、必要な支援に努めます。		
108	保護者の役割	（２）これでは子どもの権利を保障する内容ではないと思います。子どもの権利条例における保護者の役割とは、例えば世田谷区子どもの権利条例の保護者の役割にある「子どもの権利を守るために子どもにとって最も良いことを第一に考え、子どもの意見を聴きその実現に向けて子どもに寄り添う、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。」や、松本市子どもの権利に関する条例の「保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。」というような内容であるべきだと思います。	1	本条例は、子どもの権利を保障する観点で制定するもので、条例に掲げる全ての取組が、子どもの権利を保障するために行われるものです。子どもの権利を守るために保護者が果たすべき役割を明らかにするため、ご意見を踏まえ、「子どもの権利を保障するよう努めるものとする」を追加します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
109	保護者の役割	【意見】 保護者が「責任を果たせる」ための支援と安心の仕組みを明記してください 条例では「保護者の責任」が記載されていますが、その責任を果たすために必要なのは、保護者が「社会に支えられている」という実感です。孤立や不安を抱える中で、すべてを自己責任で担うのではなく、地域や行政による継続的な支援、情報提供、相談の場が不可欠です。性教育や子育ての悩みも含め、保護者が安心して子どもと向き合えるような環境整備を、条例の中で具体的に保障してください。 【おわりに】 子どもは保護の対象であると同時に、自ら育ち、考え、社会と関わる存在です。 すべての子どもが尊重され、保護者が安心して子育てできる地域づくりのために、本条例が実効性をもって運用されることを心から願い、意見を提出いたします。 本条例が、理念にとどまらず、目の前にいる現実の子どもたちの毎日と未来をよりよくする道しるべとなることを願っています。どうか子どもたちの声を起点とし、「知る・語る・守られる」ための実効性ある条例となることを心より期待しております。	1	市の責務として保護者を支援していくことを明記するとともに、保護者の役割（１）で「必要な協力を周囲から得ながら」としています。保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、保護者の役割（１）の「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。
110	保護者の役割	これでは子どもの権利を保障しているとは言えないと思います。これは子どもを主体としたものではなく、おとなが育ってほしい子どもの姿を実現するためのものだと感じます。例えば世田谷区子どもの権利条例では、保護者の役割などとして「子どもの権利を守るために子どもにとって最も良いことを第一に考え、子どもの意見を聴きその実現に向けて子どもに寄り添う、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。」とあります。このように、子どもの権利を守るために保護者が果たすべき役割を記載するべきだと思います。	1	本条例は、子どもの権利を保障する観点で制定するもので、条例に掲げる全ての取組が、子どもの権利を保障するために行われるものです。子どもの権利を守るために保護者が果たすべき役割を明らかにするため、ご意見を踏まえ、「子どもの権利を保障するよう努めるものとする」を追加します。
111	保護者の役割	家庭での子どもの権利を守るために、保護者は支援を受けることができることを条文にきちんと書いてください。保護者が孤立していては、子どもの権利を守ることができません。	1	市の責務として保護者を支援していくことを明記するとともに、保護者の役割（１）で「必要な協力を周囲から得ながら」としています。保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、保護者の役割（１）の「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。
112	保護者の役割	「保護者の役割」については、松本市の子どもの権利条例の第８条を参考にして、まずは、「保護者は安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができる」というように、保護者に支援的な記述にしてほしい。	1	市の責務として保護者を支援していくことを明記するとともに、保護者の役割（１）で「必要な協力を周囲から得ながら」としています。保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、保護者の役割（１）の「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
113	保護者の役割	保護者も、子どもの権利を守るために必要な支援を受けられる。と追記してください。	1	市の責務として保護者を支援していくことを明記するとともに、保護者の役割（１）で「必要な協力を周囲から得ながら」としています。保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、ご意見を踏まえ、保護者の役割（１）の「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。
114	市民の役割	市民は、子どもの権利を守るために、子どもの権利の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもに関する施策及び取り組みに協力しますにしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
115	育ち学ぶ施設の役割	（１）「育ち学ぶ施設は、子どもの権利条約の精神を学び、包括的な権利学習、包括的な性教育を年間計画に位置付けて行うものとする。」という表現にしてほしい。	4	育ち学ぶ施設の役割（１）のとおり、「育ち学ぶ施設は、子どもの成長及び発達の程度に応じ、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。」とします。
116	育ち学ぶ施設の役割	「育ち学ぶ施設の役割」において 育ち学ぶ施設での子どもの権利を守るために、育ち学ぶ施設は行政から支援を受けることが可能である。ことを記載してください。	2	市の責務として育ち学ぶ施設の活動を支援していくことを明記しており、ご意見の内容は包含されています。
117	育ち学ぶ施設の役割	育ち学ぶ施設も同様に、子どもの権利を守るために支援が受けられることを明記してください。	2	市の責務として育ち学ぶ施設の活動を支援していくことを明記しており、ご意見の内容は包含されています。
118	育ち学ぶ施設の役割	育ち学ぶ施設の役割　施設での子どもの権利を守るために、施設が必要な支援を受けられることを書いてください。	2	市の責務として育ち学ぶ施設の活動を支援していくことを明記しており、ご意見の内容は包含されています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
119	育ち学ぶ施設の役割 地域の役割	育ち学ぶ施設の役割　地域の役割 これらにも「保護者の役割」と同じく「子どもの権利の保障」という記載がありません。子どもの権利条例における大人の役割は、子どもの権利を守るために子どもにとって最も良いことを第一に考え、子どもの意見を聴きその実現に向けて子どもに寄り添うことであり、それが明記されていなければならないと思います。	1	本条例は、子どもの権利を保障する観点で制定するもので、条例に掲げる全ての取組が、子どもの権利を保障するために行われるものです。子どもの権利を守るために育ち学ぶ施設や地域が果たすべき役割を明らかにするため、ご意見を踏まえ、それぞれ「子どもの権利の保障に努める」旨を追加します。
120	育ち学ぶ施設の役割	（問題点）育ち学ぶ施設については、集団生活の面だけが強調されている。しかし、実際には、集団生活に馴染めずに不登校となる児童も多い。そうした児童も救済ができるように、施設どうしで協力することを明記するべきである。 （解決策）新しい項目（４）を設けて、不登校児童の権利の保護について記載する。 （修正案）（４）育ち学ぶ施設は、子どもが集団生活に馴染めずに不登校となるような場合には、保護者と関係する施設とよく相談・協力を行い、子どもの基本的な権利を守り、必要な支援を行うように努める。	2	育ち学ぶ施設の役割（３）に、「子どもに関する課題に早期に気付き、関係機関と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとする」としており、ご意見の内容は包含されています。
121	育ち学ぶ施設の役割	「育ち学ぶ施設の役割」（２） 「育ち学ぶ施設は、子どもが集団生活を通じ、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うよう、」とあるが、条例骨子案を作った方が〈「集団生活」を経験しなければ社会性は身につかない〉と考えているのなら、そんなことはない、と考えます。また、様々な事情から、集団生活を送れない子どももいますし、タブレット端末での学習をはじめ、個別に学ぶ機会も増えています。そのため「集団生活を通じ」という部分は削除もしくは文言の付け足しをすべきと考えます。	1	ご意見を踏まえ、「集団生活を通じ」を「集団生活等を通じ」に修正します。
122	育ち学ぶ施設の役割 安心、安全な環境づくり	育ち学ぶ施設は、施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して過ごすことができる場にするとともに、子どもに関する課題に早期に気付き、関係機関と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとする。 安心、安全な環境づくり、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、子どものを犯罪、事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るよう努めるものとする。 上記骨子案に関係する以下の事案を問題提起する 不適切指導を行う教員については、文科省通達・県教育委員会指針に基づき長野市においても処分を適切に行う必要があると考える。全国水準通り、暴言を含め、不適切指導を行う教育公務員について、処分を適切に行い、研修などを徹底して行い、教育現場での児童生徒の安心安全を確保していただきたいと考える。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
123	育ち学ぶ施設の役割	オンブズパーソンもノルウェーで世界で初めてと聞き、同じノルウェー出身の平和の父と呼ばれたガルトゥングさんの本「日本人のための平和論」から。 毎週金曜日最後の授業をサボナ・メソッドにするのはできないでしょうか。（本から）「その週に起こったすべての衝突（いじめ）や対立を報告させる。次に双方の言い分を聞いたうえで話し合いを行う。」と。 小学校・中学校は市の管轄と聞きます。 いかがでしょうか。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
124	育ち学ぶ施設の役割	保育士不足で１対６、１対３などが守られずに保育を行うことが当たり前になっている。 頭数の保育士ではなく、どの時間も必要な人数配置ができているか、現場の保育士に市の担当者がきいてほしい。 楽しく、安心、安全な保育が行えるように子どもにしわよせが行くことがないように。 条例や、上べだけの監査や訪問で終らず、改善するまで、そしてその後も現場に来てほしい。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
125	育ち学ぶ施設の役割	（１）育ち学ぶ施設は、子どもの成長及び発達の程度に応じ、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、子どもの意見を尊重しています。 （２）育ち学ぶ施設は、子どもが集団生活を通じ、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行っています。 （３）育ち学ぶ施設は、施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して過ごすことができるようにしています。子どもに関する課題に早期に気付き、関係機関と連携し、必要な支援をうことを大切にしています。 にしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
126	育ち学ぶ施設の役割	（２）「育ち学ぶ施設は、子どものあそび・休息・余暇・文化の保障のために時間と空間を確保してその安心・安全な居場所となるよう努めるものとする。」という表現にしてほしい。	4	育ち学ぶ施設の役割（２）のとおり、「育ち学ぶ施設は、子どもが集団生活を通じ、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。」とします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
127	育ち学ぶ施設の役割	（２）育ち学ぶ施設は、子どもの遊び、休息、余暇、文化の保障のために時間と空間を確保して、その安心、安全な場所となるように努める に変更してください。	4	育ち学ぶ施設の役割（２）において、「育ち学ぶ施設は、子どもが集団生活を通じ、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。」と明記しています。
128	育ち学ぶ施設の役割	（３）「育ち学ぶ施設は子どもの安心・安全を確保し、子どもの意思表示や意見を尊重し、子どもの権利を守る視点で必要な支援を行うものとする」。という表現にしてほしい。	4	育ち学ぶ施設の役割（３）のとおり、「育ち学ぶ施設は、施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して過ごすことができる場にするとともに、子どもに関する課題に早期に気付き、関係機関と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとする。」とします。
129	育ち学ぶ施設の役割 地域の役割	これらも「保護者の役割」と同じく、子どもの権利を保障するためではなく、大人が育ってほしいと考える子どもの姿に向けて支援を行うというものであるように感じられます。子どもの権利条例における大人の役割は、子どもの権利を守るために子どもにとって最も良いことを第一に考え、子どもの意見を聴きその実現に向けて子どもに寄り添うことであり、人間性や社会性を身につけることができるように支援することは、子どもの権利を保障するための役割ではないと思います。	1	本条例は、子どもの権利を保障する観点で制定するもので、条例に掲げる全ての取組が、子どもの権利を保障するために行われるものです。子どもの権利を守るために育ち学ぶ施設や地域が果たすべき役割を明らかにするため、ご意見を踏まえ、それぞれ「子どもの権利の保障に努める」旨を追加します。
130	地域の役割	（１）地域は、子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、子どもが安全で安心して遊び、学ぶことができる良好な環境づくりをしていきます。 （２）地域は、市民間の交流、見守り活動等を通して、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てをすることができる地域づくりをしていきます。 （３）地域は、地域における取組において、子どもが子ども同士又は多様な世代と交流や、様々な体験をする機会を提供し、子どもが自主的に活動できるための必要な支援を行っていきます。 にしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
131	地域の役割	（１）「地域は社会全体で豊かな子どもの育ちを保障する場であることを認識し、子どもが自由で安全なあそびや学びや体験ができる環境づくりに努めるものとする」。という表現にしてほしい。	4	地域の役割（１）のとおり「子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場と認識し、子どもが安全で安心して遊び、学ぶことができる良好な環境づくりに努める」とします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
132	地域の役割	（２）地域は、その仕組みの中に、子どもが自分の意見や希望を表現し、実現できる機会や場を設け、社会参加への主権者意識を育てるよう努める と変更してください。	4	地域の役割（３）において、「子どもが自主的に活動できるための必要な支援を行う」と明記しています。
133	地域の役割	（２）「地域の仕組みの中に、子どもが自分の意見や希望を表明して、それを実現することができる機会や場を設け、社会参加への主権者意識を育てるよう努める。」という表現にしてほしい。	4	地域の役割（３）に、「子どもが自主的に活動できるための必要な支援を行う」と明記しています。
134	地域の役割	（３）「地域はその事業や行事について、子どもが主体的に参加できる機会を設け、地域の人や暮らしの中で多くの体験を見守り支援するよう努める」。という表現にしてほしい。	4	地域の役割（３）のとおり、「子どもが子ども同士又は多様な体験をする機会を提供し、子どもが自主的に活動できるための必要な支援を行う」とします。
135	事業者の役割	実際にフルタイムで働いています。看休の法律も改正されましたがそもそも看休がなく仕事と育児の両立のしづらさを実感しています。［９．事業者の役割］に反映して頂きたいです。	2	ご意見は、大人の役割の「事業者の役割」に包含されています。
136	事業者の役割	父親の育児参加は子供の人格に良い影響を及ぼすと言われていますが、長時間労働のために、子育てにかかわる時間が少ないと思います。父親の育児参加を促すために、事業主は定時で帰れるように人員補充、配置、仕事内容を精査してほしい。	5	ご意見は、大人の役割の「事業者の役割」に明記しています。ご意見として承ります。
137	事業者の役割	私は仕事と子育てが両立できているとは思いません。 私はもっと仕事の時間を短くしたり、放課後子ども事業の時間をのばしたりすることがいいと思います。 実さいに自分の親は共働きで、妹のおむかえがなかなか時間どおりに行くことが難しいと感じています。 自分も部活動等があり、なかなか行くことができなく困っています。 このように仕事と子育ての両立がうまくできない人たちはたくさんいます。なので仕事と子育ての両立について考えを見直した方がいいと思います。	5	ご意見は、大人の役割の「事業者の役割」に明記しています。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
138	事業者の役割	（１）事業者は、市、育ち学ぶ施設、地域等が行う子どもが健やかに育つための取組に協力します。 （２）事業者は、雇用する労働者が子どもと過ごす時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を大切にします。 にしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
139	条例を実行する具体的な取組	（問題点）項目（１）～（８）は、大人（保護者・市民・市・育ち学ぶ施設・地域及び事業者）の行う取組を記載している。この項目の文章では、大人の内訳（分類）によって、記載の有る項目と記載の無い項目とがある。しかし、実際には、主となって取組か、従となって取組かの差はあるものの、大人は、その内訳（分類）にかかわらず、すべての大人が一致団結・協力して、子どもの権利を護るために取組を行うものである。 （解決策）大人の分類区別（保護者・市民・市・育ち学ぶ施設・地域及び事業者）を廃して、すべての文章を「大人」に統一する。１目的に「大人」の概念を入れて、２定義で「大人」の定義をしておく。 （修正案の一例）（２）子どもの居場所づくり　１大人は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。（以下（３）～（８）の文章のすべての主語を「大人」に変える。）	4	本条例の目的である、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指し、様々な立場にある大人がそれぞれの役割を果たすことが大切と考えます。そのため、条例骨子案のとおり、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者を定義し、それぞれの役割を明記しています。
140	意見表明	子どもの権利として保障されるべきは意見表明だけでなく「意見を表明し、参加・参画する権利」であり、自分の意見を表明して自分に関わることに参加・参画できることと、意見や思いを様々な方法で表すことができること、大人は子どもの年齢や成長に応じてふさわしい配慮をし、子どもの意見を受け止めるように努めることを盛り込むべきと思います。	1	意見表明③において、「子どもの意見を聴く機会の確保、意見等の反映又は参加に努めるものとする」としており、ご意見のとおり、子どもの参加・参画も大切であると考えます。ご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。
141	意見表明	「意見表明」ではなく、「意見を表明し、参加・参画する権利」とし、自分の意見を表明して自分にかかわることに参加・参画できることと、意見や思いを様々な方法で表すことができること、大人は子どもの年齢や成長に応じてふさわしい配慮をし、子どもの意見を受け止めるように努めることを盛り込む方がよいと思います。	1	意見表明③において、「子どもの意見を聴く機会の確保、意見等の反映又は参加に努めるものとする」としており、ご意見のとおり、子どもの参加・参画も大切であると考えます。ご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
142	意見表明	子どもは、社会の一員として自分の意見等を表明することができ、それが尊重されるものとする。 こどもの意見表明権についての表現が「～できる」規定であり、権利保障の表現としては弱い。青木島遊園地廃止では児童センター児童による遊園地への感謝表現に対し社会福祉協議会から不当な制限がなされ、今も権利回復がなされていない反省に立つべき。次に修正事例を示す。 「 子どもは、社会の一員として自分の意見等を表明する機会が十分に保障され、それが尊重されるものとする。」	2	意見表明①「社会の一員として自分の意見等を表明することができ」は、子どもの視点で、意見表明ができることを強くうたったものであり、条例骨子案のとおりとします。
143	意見表明	市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、その活動において子ども の意見を聴く機会の確保、意見等の反映または参加に努めるものとする。 こどもの意見表明権について市は努力義務でなく、保障することを義務とするへき。次に修正事例を示す。 「 子どもの意見を聴く機会、意見等の反映または参加機会について、市はその確保に義務を負い、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、その活動においてそれらに十分な配慮を行うものとする」 市、育ち学ぶ施設及び地域は、自分でうまく意思を伝えられない子ど もに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁す るよう努めるものとする。 同上。次に修正事例を示す。 「 自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、市は、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁する義務を負い、育ち学ぶ施設及び地域は、十分な配慮を行うものとする」 市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見の表明や参加を促 進するため、子どもがその大切さや方法について学び、必要な情報を得る ことができるよう努めるものとする。 同上。次に修正事例を示す。 「 子どもの意見の表明や参加を促進するため、子どもがその大切さや方法について学ぶことについて、市は必要な情報を得ることができるようにする義務を負い、保護者、育ち学ぶ施設及び地域は十分な配慮を行うものとする。」 市、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明す るよう努めるものとする。 同上。次に修正事例を示す。 子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明することについて市は義務を負い、育ち学ぶ施設及び地域は、十分な配慮を行うものとする。	3	市の取組については、「市の責務」に表しています。 条例を実行する具体的な取組として、市のみならず、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域それぞれが役割を果たし、連携して取り組むことで、子どもの意見表明を実現することから、骨子案のとおり「努めるものとする」とします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
144	意見表明	「子どもの参加」については、市が取り組んでいる「子ども議会」について主権者教育を推進する意味でも制度化してはどうでしょうか。こういった子どもが子ども同士、あるいは子どもとおとなが自治体子ども政策について対話する場は非常に重要であると考えます。	3	子どもの意見表明は大切なことであると認識しており、条例を実行する具体的な取組として「意見表明」を盛り込んでいます。また、他のご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。条例に基づき、子どもの意見表明に取り組んでいきます。ご意見は、今後の取組の参考といたします。
145	意見表明	「子ども参加」を推進するため、川崎市子どもの権利条例にあるような「子どもの自治活動の推進」に関する条文を設定したり、児童会・生徒会活動の活性化を市として推進するような文言を設けることも検討してみてはいかがでしょうか。	4	子どもの意見表明は大切なことであると認識しており、条例を実行する具体的な取組として「意見表明」を盛り込んでいます。また、他のご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。条例に基づき、子どもの意見表明に取り組んでいきます。ご意見は、今後の取組の参考といたします。
146	意見表明	私は、長野こども権利条例を作成していただくにあたり、お願いしたいことは、当事者である子供達の意見をもっと吸い上げてほしいということです。 大人の役割のイメージのイラストに子供が真ん中にある図がありますが、その時に子供の意見をまず聞いてから対策を考えてほしいです。大人の頭でこうやったら、こんな環境を整えれば、子供が安全・安心に暮らせるだろうと対策を考えることも、もちろん必要ですが、大人が良かれと思ってやっていることは、案外子供にとっては有難迷惑だったということもあります。 それぞれの思いがすれ違ってしまわないようにしてほしいと思います。 意見表明もいつ、どこで、誰に意見を伝えていいのか具体的に提示してほしいと思います。そして、意見表明をしても大人の価値観で善悪を判断されない安心・安全を保障してほしいです。例えば、定期的に学校で子供たちの意見のアンケートをとり、それを先生が集めるのではなくそのまま封筒にいれて、長野市に送付するなど。先生が回収することを知っていると、先生に忖度して意見を書く子供もいます。実際、自分の子供の話をきいていると、先生を怒らせないように自分がどのような言動をすればよいのかをとても気にしています。長野市の条例案を考える際に子供の意見、気持ちをどのくらい聞いているのか知りたいです。日本で一番最初にこどもの権利条例を制定した神奈川県は200回を超える話し合いをしたと記載されていました。	3	子どもの意見表明は大切なことであると認識しており、条例を実行する具体的な取組として「意見表明」を盛り込んでいます。また、他のご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。条例に基づき、子どもの意見表明に取り組んでいきます。ご意見は、今後の取組の参考といたします。
147	意見表明	市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域が、子どもの意見をどのように聴き、どのようにまとめ、どのように公開できるかは大人側のやり方次第だと思います。子どもたちの意見を尊重し、大人にとって都合のよい意見だけが反映されることのないようにしてほしいです。	3	子どもの意見表明は大切なことであると認識しており、条例を実行する具体的な取組として「意見表明」を盛り込んでいます。また、他のご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。条例に基づき、子どもの意見表明に取り組んでいきます。ご意見は、今後の取組の参考といたします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
148	意見表明	声を上げられない子どもの声をどう拾い上げ支援していくのか、についても検討してほしい。	2	ご意見は、意見表明④の「自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとする」に包含されています。
149	意見表明	子どもの意見をしっかり聞いてほしい。 相談する場所や人（居場所を含めて気軽に話ができる環境がほしい。あたたかく受け入れてくれる人と居場所がほしいです。 プライバシーを保護し親や家族以外でも絶対的に信頼できる仕組みがいい→子どもオンブズパーソンの充実をお願いします。	3	子どもの意見表明は大切なことであると認識しており、条例を実行する具体的な取組として「意見表明」を盛り込んでいます。また、他のご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。条例に基づき、子どもの意見表明に取り組んでいきます。ご意見は、今後の取組の参考といたします。
150	意見表明	子ども当事者の意見を実質的に反映する仕組みを明記してください。 条例案では、子どもの意見表明の重要性がうたわれていますが、「どのように聴き」「どう反映されるか」についてはまだまだ不十分です。 子どもは保護の対象であると同時に、自分の人生を生きる主体であり、社会の一員でもあります。だからこそ、子どもが本当に関心のあること、困っていること、自分の言葉で伝えたいことを表現できる機会と、その声を社会が正しく受け止める仕組みが必要です。 たとえば、以下のような具体策があると、条例の実効性が高まると考えます。 • 子どもによる条例検討会やワークショップの開催 • 学校や地域での意見収集の仕組み（意見箱・子どもアンケート等）の整備 • 子ども自身による意見提出・参加の機会保障（こども会議・こども議会など） 「子どもの意見が尊重されていると実感できるまち」は、すべての市民にとっても希望のある社会につながります。制度設計にあたって大人が勝手に決めてしまう条例ではなく、ぜひ当事者である子どもたちを交えた議論が重ねられたうえでつくられる条例となるようご配慮をお願いいたします。	3	子どもの意見表明は大切なことであると認識しており、条例を実行する具体的な取組として「意見表明」を盛り込んでいます。また、他のご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。条例に基づき、子どもの意見表明に取り組んでいきます。ご意見は、今後の取組の参考といたします。
151	意見表明	意見表明 ② 「子どもは、自分の意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けないものとする。」とあるが、まずは「表明したことによる不利益を受けない」を保障して、そのあとで「意見等の表明を強要しない」ということを明記すべきでは。骨子案原案だと、子どもには意見表明を遠慮してほしい、というニュアンスが読み取れてしまう。表記の順番が逆と考える。	1	意見表明②の「自分の意見等の表明を強要されず」という文言は、「子どもには意見を自由に表明できる権利がある」という趣旨ですが、ご意見のようなニュアンスも読み取れると考えます。自由に意見を表明できることは、意見表明①に包含されていますので、「自分の意見等の表明を強要されず」を削除します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
152	意見表明	②削除してほしい。	1	意見表明②の「自分の意見等の表明を強要されず」という文言は、「子どもには意見を自由に表明できる権利がある」という趣旨ですが、自由に意見を表明できることは、意見表明①に包含されていますので、他のご意見等も踏まえ、「自分の意見等の表明を強要されず」を削除します。
153	意見表明	②はいらない。削除 そうならないように、条例を設けるのだから。	1	意見表明②の「自分の意見等の表明を強要されず」という文言は、「子どもには意見を自由に表明できる権利がある」という趣旨ですが、自由に意見を表明できることは、意見表明①に包含されていますので、他のご意見等も踏まえ、「自分の意見等の表明を強要されず」を削除します。
154	意見表明	① 子どもは、社会の一員として自分の意見等を表明することができます。 ② 子どもは、自分の意見等の表明をしても不利益を受けません。 ③ 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、子どものことを決めるときは子どもの意見を聴く機会と、子どもの参加を確保して、子どもの意見のを尊重し反映します。 ④ 市、育ち学ぶ施設及び地域は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁します。 ⑤ 市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見の表明や参加を促進するため、子どもがその大切さや方法について学び、必要な情報を得ることができるよう子どもに説明します。 ⑥ 市、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重され反映されているかを子どもに分かりやすく説明します。 にしてほしい。 【理由】 ・「自分の意見等の表明を強要されず」は意見表明をしても不利益を受けませんと反対方向の文言で意見表明権をわかりにくくしているのでいらないと思います。	1	意見表明②の「自分の意見等の表明を強要されず」という文言は、「子どもには意見を自由に表明できる権利がある」という趣旨ですが、自由に意見を表明できることは、意見表明①に包含されていますので、他のご意見等も踏まえ、「自分の意見等の表明を強要されず」を削除します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
155	意見表明	① 子どもは、社会の一員として自分の意見等を表明することができます。 ② 子どもは、自分の意見等の表明をしても不利益を受けません。 ③ 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、子どものことを決めるときは子どもの意見を聴く機会と、子どもの参加を確保して、子どもの意見のを尊重し反映します。 ④ 市、育ち学ぶ施設及び地域は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁します。 ⑤ 市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見の表明や参加を促進するため、子どもがその大切さや方法について学び、必要な情報を得ることができるよう子どもに説明します。 ⑥ 市、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重され反映されているかを子どもに分かりやすく説明します。 にしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
156	意見表明	④「市、育ち学ぶ施設及び地域は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとする」に、保護者を入れて頂きたい	1	保護者も子どもの意見等を代弁することは大切なことであると考えます。ご意見のとおり保護者を追加し、「市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域は」とします。
157	意見表明	⑥について 市、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見や希望などを尊重するとともに、その実現のしくみや機会を設け、広く活用できるように周知する（努めるものとする） に変更してください。	4	意見表明⑥は「市、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるものとする。」と明記しています。
158	意見表明	⑥「市、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見表明のしくみや実現の機会を設け、意見を尊重し、広く活用されるよう周知する。」という表現にしてほしい。	4	意見表明⑥のとおり、「市、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるものとする。」とします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
159	意見表明	・職員には言えない。 ・忙しそう・・言ったら怒られるのではないか・・ ・頑張って伝えたのに受け取ってもらえない経験をしたから話せない。 「意見表明権」は非常に難しいことであると感じる。 抑圧されてきた子達が、自分の感情を感じ、どうしていきたいのかを表明することはとても難しいこと。 そこに大人の評価判断が入ると表明はできない。 私は、もっと子どもたちの学びの場に、感情リテラシー・性教育をどんどん行う必要性があると感じている。感情を味わい言葉にすること。それは、対話を学ぶことでもある。 日本人が苦手とするところだと思う。 アドボケイトは、子どもの声を聞く大人　（評価判断はしない） 親でも先生でもない大人との関係性・子どもにもスペースを作ることは大事と考える。社会的養護だけでなく、学校現場に入っていく必要性。 そこには、ＮＶＣ（非暴力コミニュニケーショ）というツールを使った感情リテラシーＷＳなどの導入も必要かと思う。 （※京都の小学校ではＮＶＣを使った対話授業をしており、いじめや対立問題は起きないという状況が起きています）	3	子どもの意見表明は大切なことであると認識しており、条例を実行する具体的な取組として「意見表明」を盛り込んでいます。また、他のご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。条例に基づき、子どもの意見表明に取り組んでいきます。ご意見は、今後の取組の参考といたします。
160	意見表明 （子ども向け骨子案）	子ども当事者の声の尊重と参加機会の保障 子どもは社会の一員であり、自分の生活に関わることについて意見を述べ、反映される権利があります。こども会議やワークショップなど、意見を形にできる仕組みを整えてください。 知る権利、学ぶ権利を子どもたちから奪わない、そんな社会の仕組みづくりが、いずれ大人になり社会をになっていく子どもたちに向けた大人の責任でもあると思います。ぜひ反映してもらえるよう、よろしくお願いします。	3	子どもの意見表明は大切なことであると認識しており、条例を実行する具体的な取組として「意見表明」を盛り込んでいます。また、他のご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。条例に基づき、子どもの意見表明に取り組んでいきます。ご意見は、今後の取組の参考といたします。
161	意見表明 （子ども向け骨子案）	「子どもは自分の意見等を伝えることができ」の「意見等」は、わかりづらい。「子どもは自分の意見や気持ちを伝えることができ、その意見や気持ちが大切にされます」が良い。 「子どもは、意見を聞かれる場や活動に参加することができます」の一文も必要では（骨子案本文にあり）。	3	子ども向け条例骨子案に対するご意見であるため、ご意見として承ります。条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
162	意見表明（子ども向け骨子案）	「子どもは自分の意見等を伝えることができ」は、「子どもは自分の意見や気持ちを伝えることができ、その意見や気持ちが大切にされます」の方が良い。「意見等」の内容がわかりにくいので。「子どもは、意見を聞かれる場や活動に参加することができます」の一文も入れてほしい（骨子案本文にもあるので）。	3	子ども向け条例骨子案に対するご意見であるため、ご意見として承ります。条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。
163	子どもの居場所づくり	不登校の子ども達がこれからどのように生活をしていくのか、支援や通う場所などの未来があるのかなどがわかりやすくなると、そう言った子どもや親の不安も減り、世の中的にも不登校が認知され、良いように思います。学校に1人作業療法士を入れると言う岐阜県の取り組みもあり、各学校での発達障害のある子への具体的な支援も考えて頂けると助かるように思います。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
164	子どもの居場所づくり	子どもの未来の可能性のために さまざまな経験を…とあるがその経験をさせる施設がなさすぎる。 遊ぶところがなくて、結果せっかく長野にいるのに家にこもってゲーム三昧もったいなさすぎる。 未来の子どもたちのためにと本当に考えているなら 短絡的にオリンピック選手を育成するなどではなく さまざまな体験ができる施設が必要ではないだろうか。 あまりに高すぎる施設だと家族では行きづらい。 また、ながのびも整備されたがかなり低年齢向けである。 雨の日に遊ぶところが本当にないのが課題 大きな使っていない体育館やプレハブの小屋でもいいので、子どもたちが身体を動かして楽しめる室内施設を希望します。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
165	子どもの居場所づくり（子ども向け骨子案）	子どもの居場所について、「子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりをします」として欲しい。	5	子ども向け条例骨子案に対するご意見であるため、ご意見として承ります。条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。
166	子どもの居場所づくり（子ども向け骨子案）	子どもの居場所について、「子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりをします」として欲しい。	5	子ども向け条例骨子案に対するご意見であるため、ご意見として承ります。条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
167	子どもの居場所づくり	市、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもが安心して過ごすことができる 居場所づくりに努めるものとする。 市は保障の義務を負うべきである。次に修正事例を示す。 「子どもが安心して過ごすことができる 居場所づくりについて、市は義務を負い、育ち学ぶ施設及び地域は、十分な配慮を行なうものとする。」 市は、子どもの居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設及び地 域と連携し、その支援に努めるものとする。 市は保障の義務を負うべきである。次に修正事例を示す。 「市は、子どもの居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設及び地域と連携し、その支援を行うものとする」	3	市の取組については、「市の責務」に表しています。 条例を実行する具体的な取組として、市のみならず、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域それぞれが役割を果たし、連携して取り組むことで、子どもの意見表明を実現することから、条例骨子案のとおり「努めるものとする」とします。
168	子どもの居場所づくり	① 市、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。 ② 市は、子どもの居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設及び地域と連携し、その支援に取り組みます。 にしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。 ・子どもの居場所づくりに言及するのはとてもよいことだから大切な条文だと思う。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。 また、本条例に基づき、子どもの居場所づくりの取組を進めていきます。
169	子どもの育ちへの支援	1．提案する条項の挿入箇所と文言 骨子案10「条例を実行する具体的な取組」に、新たな号として次の条項を追加 （9）遊ぶ権利の保障と遊び声への理解: 子どもが屋外で遊び、活動する際に通常発する声や物音は、子どもの心身の健全な発達にとって不可欠な表現であり、地域社会において理解され、受容されるべきものとする。市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの遊ぶ権利を尊重し、これらの音に対して寛容な姿勢を持ち、子どもが安心してのびのびと遊べる環境づくりに努めるものとする。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
		2. 提案理由 (1) 長野市では、子どもの遊び声に対する苦情を背景に公園が廃止される事案が発生した 。これは、子どもの遊ぶ権利と地域住民の静穏な生活環境への希求との間に調整が必要な課題が存在することを示している。本提案は、条例によって子どもの遊び声に対する社会的な理解と寛容の基盤を醸成し、同様の事態の再発防止に資することを目的とする。 (2) 子どもの権利条約は、子どもが休息し、余暇をもち、その年齢に適した遊び及びレクリエーション的活動を行う権利を明確に保障している 。また、我が国のこども基本法も、子どもの健やかな成長や最善の利益をうたっている。遊びは子どもの心身の発達に不可欠な要素で、遊びに伴い発せられる声や音は、子どもの発達過程における自然な表現であることから、これを過度に制約することは、子どもの発達の権利を損なう恐れがある。 (3) ドイツでは、2011年に連邦イミッション防止法が改正され、保育施設や児童遊戯施設等から発せられる子どもの音は、原則として「有害な環境影響」とは見なされない。これは、子どもの発する音を社会全体で受容し、子どもの健全な育成環境を保護しようとする明確な意思の表れであり、長野市においても重要な示唆を与えるものである。 (4) 本条項の追加により、子どもたちが安心して戸外で遊べる環境が確保され、その遊ぶ権利が実質的に保障される。また、子どもの遊び声に対する地域社会の理解と寛容が促進され、世代間の無用な対立を未然に防ぐ。子どもを社会の構成員として温かく見守り育むという共生意識が地域に醸成され、長野市が目指す「子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまち」の実現に寄与することが期待される。		
170	子どもの育ちへの支援	市は、子どもの学ぶ意欲を尊重し、保護者、育ち学ぶ施設及び地域と連 携して、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に 努めるものとする。 市は保障の義務を負うべきである。次に修正事例を示す。 「市は、子どもの学ぶ意欲を尊重し、保護者、育ち学ぶ施設及び地域と連携して、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会を提供するものとする。」	3	市の取組については、「市の責務」に表しています。 条例を実行する具体的な取組として、市のみならず、保護者、育ち学ぶ施設及び地域それぞれが役割を果たし、連携して取り組むことで、子どもの育ちを実現することから、条例骨子案のとおり「努めるものとする」とします。
171	子どもの育ちへの支援 安心、安全な環境づくり	・市は、子どもの学ぶ意欲を尊重し、保護者、育ち学ぶ施設及び地域と連携して、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に取り組みます。 ・市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守ります。 にしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
172	子どもの育ちへの支援	「市は、子どもの学ぶ意欲を尊重し、保護者、育ち学ぶ施設及び地域と連携して、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めるものとする。」とあるが、子どもの育ちは「学ぶ」「勉強する」ことだけではなく、「遊び」や「多様な人との交流」でも育むことができると考えます。そのため、学ぶ意欲だけでなく「遊びやその他の多様な経験」も保障してほしい。	2	「多様で豊かな体験」に、ご意見の内容も含まれます。保護者、育ち学ぶ施設及び地域と連携して、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めていきます。
173	子どもの育ちへの支援	「市は子どもの生きる意欲を尊重し、その成長発達を豊かに支えるための多様で豊かな体験の場を提供することに努める」という表現にしてほしい。	4	子どもの育ちへの支援のとおり、「市は、子どもの学ぶ意欲を尊重し、保護者、育ち学ぶ施設及び地域と連携して、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めるものとする。」とします。
174	安心、安全な環境づくり	市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、子どもを犯罪、 事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守る よう努めるものとする。 市は保障の義務を負うべきである。次に修正事例を示す。 「子どもを犯罪、 事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守ることにいて、市は義務を負い、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、十分な配慮を行うものとする。」	3	市の取組については、「市の責務」に表しています。 条例を実行する具体的な取組として、市のみならず、保護者、育ち学ぶ施設及び地域それぞれが役割を果たし、連携して取り組むことで、安心、安全な環境づくりを実現することから、条例骨子案のとおり「努めるものとする」とします。
175	プライバシーの保護	プライバシーが保護されるよう必要な措置を講ずるものとする →そもそも子供にも権利がありプライバシーが守られるべき存在であることを大人がわかっていないとできない。上記と同様、大人もアップデートが必要。	5	子どもの権利について市民の皆様に理解を深めていただくことは重要であると考えています。分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
176	プライバシーの保護	・市、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、法令等にのっとり、子どものプライバシーを保護します。 ・特に、子どもが市に相談するときのプライバシーは守られます。 にしてほしい。 【理由】 ・必要な措置を講ずるものとする。という行政的なフレーズは子どもにまったくわからないと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。 また、ご意見の内容は、条例を実行する具体的な取組の「プライバシーの保護」に包含されています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
177	子育て家庭への支援	① 市、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、保護者に対し必要な支援を行います。 ② 市は、保護者、育ち学ぶ施設、地域及び事業者と連携し、様々な状況にある子育て家庭に対して、その環境に応じ、子どもが安心して生活することができるために支援します。 ③ 市は、子育て家庭に対し子どもの養育に関する情報を提供します。 にしてほしい 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
178	子育て家庭への支援	③「市は、子育て家庭に対し、子どもの養育に関する情報（包括的権利教育・防災教育・包括的性教育など）を提供するものとする。」という表現にしてほしい。	4	子育て家庭への支援③のとおり、「市は、子育て家庭に対し子どもの養育に関する情報を提供するものとする。」とします。
179	虐待、いじめ、差別等への取組	②においていじめ、差別をした側の子どもにも家庭背景を含めての適切な教育指導や救済が必要だと考えます。	3	ご意見の趣旨は必要と考えますが、まずは、虐待、いじめ、差別等の予防と早期発見が大切であり、いじめ等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために必要な支援を行っていくよう取り組んでいきます。今後の取組の参考とさせていただきます。
180	虐待、いじめ、差別等への取組	具体的な政策面については、子どもの権利に差別排除がありますが、重要な目標です。インクルーシブ教育について今以上に予算措置を講じていただきたいと思います。それを促進させるための一つの政策として支援員制度は進んでいますが、各校の現場レベルに落とし込んだ際には、現状では＋αの人員（マンパワー）の位置づけであり、専門家の数は決して十分ではありません。実際の子ども業務をに携わる行政機関、教育機関に裾野広くカウンセリングや実務を担える専門家が配置されるような社会の実現に取り組んでいただきたいと思います。発達支援に関わって幼児教育機関に対して長野市からいただく補助金（年間６万円／人）では取り組みの本気度が問われますので拡充を希望します。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
181	虐待、いじめ、差別等への取組	◆虐待・いじめの予防と早期発見が強調されているのはよいが、被害を現に受けているこどもだけでなく、かつて受けた子どもへの介入と回復支援（例：カウンセリング）が明示されていない。 ◆「かつて虐待、いじめ、差別等を受けた子どもに対しては、適切な介入と回復支援を提供するものとする。」等と追加。	4	条例骨子案のとおり、虐待、いじめ、差別等の予防と早期発見や、虐待、いじめ、差別等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と連携して必要な支援を行うことが必要と考えます。具体的な支援については、案件ごとに判断されるものと考えています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
182	虐待、いじめ、差別等への取組	市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、日頃から子どもの意見に耳を傾け、子どもに寄り添い、子どもへの虐待、いじめ、差別等 の予防と早期発見に努めるものとする。 市は保障の義務を負うべきである。次に修正事例を示す。 「 日頃から子どもの意見に耳を傾け、子どもに寄り添そうことで子どもへの虐待、いじめまたは差別等を予防しまたは早期発見することについて、市は義務を負い、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は十分な配慮を行なうものとする。」 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、虐待、いじめ、 差別等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するため に、関係機関と連携して、必要な支援を行うよう努めるものとする。 市は保障の義務を負うべきである。次に修正事例を示す。 「虐待、いじめまたは 差別等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と連携して、必要な支援を行うことについて、市は義務を負い、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は十分な配慮を行うものとする。」	3	市の取組については、「市の責務」に表しています。 条例を実行する具体的な取組として、市のみならず、保護者、育ち学ぶ施設及び地域それぞれが役割を果たし、連携して取り組むことで、虐待、いじめ、差別等 の予防と早期発見や、適切かつ速やかな救済を実現することから、骨子案のとおり「努めるものとする」とします。
183	虐待、いじめ、差別等への取組	① 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、日頃から子どもの意見に耳を傾け、子どもに寄り添い、子どもへの虐待、いじめ、差別等の予防と早期発見に取り組みます。 ② 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、虐待、いじめ、差別等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と連携して、必要な支援を行います。 にしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
184	虐待、いじめ、差別等への取組	①「市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域および事業者は、日頃から子どもの発達成長には人権意識が大切であることを共有し、いじめや差別の早期発見に努めるものとする。」という表現にしてほしい。	4	虐待、いじめ、差別等への取組①のとおり、「市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、日頃から子どもの意見に耳を傾け、子どもに寄り添い、子どもへの虐待、いじめ、差別等の予防と早期発見に努めるものとする。」とします。
185	虐待、いじめ、差別等への取組	（仮称）長野市子どもの権利条例「骨子案本文」につきまして、下記に意見を申し上げます。 近年、情報通信機器の進歩と、通信の秘密の権利を悪用した秘匿性のあるコミュニケーションによって、いじめや犯罪が行われることに懸念がございます。 虐待、いじめ、差別があった場合、以下の対策をお願い申し上げます。	5	いじめは重大な人権侵害と認識しています。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
		１．被害者等、特定個人に関する陰口や裏取引には参加しないように、 関係者（クラスメイト、教職員）に指導して欲しい。（他市の例１、２による）。 【理由】 他市のいじめの重大事態に係る報告書を読みました。以下が考えられました。 【例1】 夏休み明けからはクラス内で対象児童に対する陰口が確認されており、次第に集団の中であからさまに陰口を言い、避けるなどの態度を取るなど、対象児童がいじめに気づき、追い詰められるようないじめ行為がみられるようになっていた。 【例2】 以前から、Ｂから暴力を振るわれている ＢはＡに「腕を折ってやる」と言いながら、両手でＡの手首から肘にかけて思いっきり痛くしたり、 すねやももを日常的に何度も蹴ったりしている 担任がＢに聞き取りを行った内容は 暴力はあまり記憶にないが、以前、けんかしたときに暴力を振るってしまったかもしれない 担任はＡと仲が良い５名の自動（Ｃ～Ｇ）に聞き取りを行った。 （Ｃ,Ｄ,Ｅ,Ｇから聞き取った内容） ・ＢからＡへの暴力は見たことがない。 ・「腕を折ってやる」の件は、その場を見ていた児童がいる。 見ていた児童の保護者から聞いた内容であるが、 名前は伏せてほしいと言われている ・Ａは、ＡがＢから暴言を吐かれた際、Ｂから「先生に言ったら、■に言うからね」と、 脅されているから怖いんだよ、と話してくれた。		
186	虐待、いじめ、差別等への取組	２．陰口や裏取引には、加害者、クラスメイト、担任以外の人間がかかわっている可能性を考慮にしてほしい（他市の例３、４による）。 【例3】 欠席理由は次の通りである。 ・昨日、Ｂに「死ね」と言われたことが、ものすごく怖かったみたいである。 ・Ａが布団から出られなくて学校を休んだ。元気はあるが、「お腹が痛い」と言っている。 【例4】 ・ある日日記が（Ｂによって）回収されなかったことから、Ａはかなりショックを受けた。 ・次の日から吐き気、頭痛、腹痛の症状が発生し、夜眠れなくなることや笑わなくなったことにより欠席させている	5	いじめは重大な人権侵害と認識しています。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
187	差別、いじめ、虐待への取組	１つ、注文というか、考察をお願いしたいところがあります。いじめに関する内容についてです。未然に防止、起きてしまった場合の被害者の保護…といった内容ですが、ここに、加害者への対応を、明確に記述して欲しいです。被害者の保護は当たり前ですが、加害者への社会的働きかけをもっと行うべきだと思います。社会的介入が必要なのは、加害者だと思うからです。そして、往々にして、被害者がそれを頑張って乗り越える方に、力が注がれてしまっています。被害者ばかりが、頑張らないといけない状況は、やはり、納得がいきません。辛い思いを抱えている、かたや、加害者は元気に学校に通っている…被害者からしたら、なぜ？ということしか浮かびません。 いじめの加害者は、何かしら、背景に、家族問題などを抱えていることが多いと言われています。そこに、第三者の目が入らない限り、いじめは続くと思います。 どこに主眼を置くのかだと思います。 カウンセリングや外部の介入が必要なのは、被害者のみならず、加害者もなのだと思います。してしまったことへの深い反省と、これからのことを考えるきっかけ、変わるきっかけを与えなければ、加害者は、これからも、人を傷付けていくのではと思います。そして、取り返しのつかないことを、引き起こしかねないと思っています。それからでは、もう遅いと思います。 子を持つ親、子どもたちを見守る1人の大人として、加害者をただそのままにはできない、彼らの抱える問題、彼らの家族問題をそのままにしない…それをぜひ、実践に結びつけて欲しいと願います。	3	ご意見の趣旨は必要と考えますが、まずは、虐待、いじめ、差別等の予防と早期発見が大切であり、いじめ等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために必要な支援を行っていくよう取り組んでいきます。今後の取組の参考とさせていただきます。
188	相談・救済	「子どもオンブズパーソン」について次の11項に記載されていますが、子どもオンブズパーソンは子どもの権利についての相談・救済を行う第三者機関ですので、（８）相談・救済の項目に置くほうがよいのではないでしょうか。	1	条例を実行する具体的な取組の「相談・救済」は、子どもオンブズパーソンの取組に限るものではなく、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域等の取組や連携が含まれていますが、子どもオンブズパーソンによる権利の侵害からの救済のための活動を一体化して分かりやすくするため、骨子案を修正した条例（案）においては、新たに「相談及び救済」の章を設け、「相談・救済」と「子どもオンブズパーソン」を同章に位置付けることとします。その上で、「相談・救済」は文言を整理し、「相談等」と変更します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
189	相談・救済	相談・救済の項に子どもオンブズパーソンが入るのでは？相談・救済するところは中立・独立とした第三者機関でなければならないことと、相談と救済は別々ではなく同じところで行うことが大切だと思います。なぜなら問題解決に時間がかかっては、大切な子ども期をずっとつらい思いのまま過ごすことになり、相談した意味がなくなってしまうからです。また問題解決のため調査員と相談員は必ず必要となります。子どもの相談は直接オンブズパーソンが受けるべきだと考えます。 子どもによりそった子どものための権利条例ができる事を望みます。	1	条例を実行する具体的な取組の「相談・救済」は、子どもオンブズパーソンの取組に限るものではなく、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域等の取組や連携が含まれていますが、子どもオンブズパーソンによる権利の侵害からの救済のための活動を一体化して分かりやすくするため、骨子案を修正した条例（案）においては、新たに「相談及び救済」の章を設け、「相談・救済」と「子どもオンブズパーソン」を同章に位置付けることとします。その上で、「相談・救済」は文言を整理し、「相談等」と変更します。 また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
190	相談・救済	市の相談窓口はどこになるのでしょうか？学齢期であれば教育委員会ということでしょうか？子どもオンブズパーソンとは別の相談先ということでしょうか？相談先が複数あるとどこに相談して良いのか不明確になります。子どもたちはわかりにくいと相談する選択をしなくなります。子どもたちが相談しやすいよう、相談先の一元化と情報漏洩の心配がない場所の用意を希望します。	3	市の相談窓口については、こども総合支援センター「あのえっと」が子どもに関するあらゆる相談にワンストップで対応しているほか、教育委員会など、様々な相談窓口があります。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
191	相談・救済	相談窓口になる方の人間性がとても重要になると思います。チャイルドラインの研修のような子どもたちの困っている現状を知り、どんな内容でも受け止め傾聴できる人を選んでいただきたいです。	3	子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える相談員・調査員についても、人格がすぐれ、知識のある人が望ましいと考えます。ご意見を参考にさせていただきます。
192	相談・救済	市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもが悩んでいること、 困っていること等について、相談しやすい環境づくりに努めるものとす る。 市は保障の義務を負うべきである。次に修正事例を示す。 「子どもが悩んでいることまたは困っていること等について、相談しやすい環境をつくることについて、市は義務を負い、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は十分な配慮を行うものとする。」	3	市の取組については、「市の責務」に表しています。 条例を実行する具体的な取組として、市のみならず、保護者、育ち学ぶ施設及び地域それぞれが役割を果たし、連携して取り組むことで、子どもが相談しやすい環境づくりを実現することから、条例骨子案のとおり「努めるものとする」とします。
193	相談・救済	市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもから受けた相談の 内容について、子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、 慎重に取り扱うよう努めるものとする。 市は保障の義務を負うべきである。次に修正事例を示す。 子どもから受けた相談の内容について、子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、 慎重に取り扱うことについて、市は義務を負い、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は十分な配慮を行うものとする。	1	他のご意見等も踏まえ、「子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めるものとする」を、「秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする」に修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
194	相談・救済	②こどもから受けた相談の内容について、子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めるものとする。→秘密は守ってもらえないのだ。＝相談できないとなります。	1	他のご意見等も踏まえ、「子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めるものとする」を、「秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする」に修正します。
195	相談・救済	②子どもが他の人に知られたくないと望むものについては慎重に取り扱うよう努めるものとする。→秘密を守りますとしてください。 子どもが何を望んでいるのかを、まず本人に聞いて、どんな支援を受けるのか子ども本人が決めることを明記してほしい。 「あのえっと」を通らずにオンブズパーソンに相談できるシステムにしてほしいです。	1	他のご意見等も踏まえ、「子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めるものとする」を、「秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする」に修正します。
196	相談・救済	②子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うものとする　とありますが、こども総合支援センターあのえっとは子どもたち向けて「秘密は必ず守ります」と明言しているので、「慎重に取り扱う」ではなく、「秘密を守る」としなければいけないと思います。	1	他のご意見等も踏まえ、「子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めるものとする」を、「秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする」に修正します。
197	相談・救済	②「慎重に取り扱うよう努めるものとする」では、子どもは安心して相談することができないと思います。相談内容を誰に伝えてよいのか/よくないのか、どのような支援を受けるのか、決めるのは子ども自身であることがわかるように書いてください。 その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができることを書いてください。	1	他のご意見等も踏まえ、「子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めるものとする」を、「秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする」に修正します。
198	相談・救済	②市、保護者・・・・慎重に取り扱うよう努めるものとする 出来なくても努力したから許してね、という感じの努力義務なのでしょうか？「慎重に取り扱います」でよいと思います。 過去の経験で傷ついた子どもや、関わる大人たちは、この言葉では安心して相談はできないと思います。 周りの大人が勝手に子どもに必要と判断し「救済をしてあげた」ではなく、子ども自身が相談や救済を受けることができ、誰につたえるのか、どういう支援を受けるのかを決めることができるというのが、子どもの最善の利益だと思います。 「子どもは相談や救済を受けることができ、誰に伝えるか、どのような支援を受けるのかを 自分自身で決めることができる」という一文を加えてほしいです。	1	他のご意見等も踏まえ、「子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めるものとする」を、「秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする」に修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
199	相談・救済	① 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもが悩んでいること、困っていること等について、相談しやすい環境づくりをします。 ② 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもから受けた相談の内容について、プライバシーを守ります。 ③ 市は、相談内容に対し、関係機関と連携し、速やかに対応するとともに、救済を図るために相談者に対し必要な支援を行います。 ④ 市は、市と関係機関等の相談窓口のお知らせをしたり、アンケートなどの方法で子どもが相談しやすいように工夫します。 にしてください。 【理由】 ・子どもから受けた相談は原則非公開ではないでしょうか（プライバシーの保護）。子どもが他の人に知らせたいと望むものには大人の支援を行い慎重に知らせる必要があり、条文案ではまったく逆の表現だと思います。	1	他のご意見等も踏まえ、「子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めるものとする」を、「秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする」に修正します。
200	相談・救済	相談や救済において、最も大切なのは子どもがどんな解決を望んでいるのかだと思います。市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見を聴き、子どもの意思を一番に尊重するということが明文化された方がよいと思います。	1	他のご意見等も踏まえ、「子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めるものとする」を、「秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする」に修正します。
201	相談・救済	子どもが、相談したい内容を誰に伝えたら安心（秘密を守ってくれるのか）なのか、どの様な支援を受けられるかなど、子どもに分かりやすく書いて下さい。	4	ご意見は、条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。
202	相談・救済 子どもオンブズパーソンの職務の執行	親権を争う地裁で親権者による虐待の音声、子供の証言、子供の身体からも虐待とみられる跡が見られても映像が無かったため認められず親権を取り上げる事ができない事例がある。このような事例を想定して子供を守れるのか。	5	虐待は重大な人権侵害と認識しています。児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応などに取り組んでいきます。
203	相談・救済	常駐することが難しいオンブズパーソンを補佐するために独立性が担保された専門の相談員が必要ですので、相談員の設置について条例の中に明記してください。子ども自身が、安心して相談できると理解できるよう、子どもオンブズパーソンと、オンブズパーソンを補佐する相談員が初めから話を聴いてくれるとの記載があると、より相談しやすいと思います。	3	条例骨子案においては子どもオンブズパーソンの設置を定めることとしています。子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
204	相談・救済	困った時に、安心して相談出来る所を、具体的に記載してほしい。	4	相談窓口については、引き続き、様々な方法で周知に努めていきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
205	相談・救済 子どもオンブズパーソン	長野市子ども権利条例案の骨子を読みました。 長野市に子どもの権利条例ができることは喜ばしいことです。 ぜひ、実効あるものになりますようにと願っています。 そこで、 10（８）に相談・救済 とあり、 11に長野市子どもオンブズパーソンについて書かれていました。 実際に子どもから権利侵害を受けたと救済の申し立てを受けた場合を考えました。 結論から言うと、オンブズパーソンが３人以内で全てを行うことは不可能に近いのではないでしょうか。 オンブズパーソン自らの判断で必要な調査等行うことになっていますが、オンブズパーソンの合議制にすると共に、その前の段階で相談に乗ってくれる独自の相談機関が必要だと思います。 しっかり聞き取り、親身になって相談に乗ってくれる独立した相談機関と連携して初めてオンブズパーソンが生きてくるし、負担も軽減されると思います。 よって、独自の子どもの権利侵害に特化した相談機関の設置を求めるとともに、オンブズマン相互や相談機関との協力できる体制の確立を要望します。	3	子どもオンブズパーソンの人数は、本市と同規模の他自治体の事例を踏まえ３人としています。 子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
206	相談・救済 子どもオンブズパーソンへの相談	（８）の相談と、オンブズパーソンへの相談は一体のものとする必要があると考えます。特に子どもは、自分の悩みが権利侵害とは分からず、何となくもやもやした気持ちで相談することが多いです。そのような「何でも」相談がダイレクトにオンブズパーソンに繋がる必要があります。オンブズパーソンを補佐する相談員がその相談を最初に受け、オンブズパーソンの関与のもとに救済が必要な案件かそうでないかを選別し、そうでない案件については他機関と連携等といった手順で処理されるべきです。こども総合支援センター「あのえっと」を、この一体とした窓口として位置付け、それを担う相談員は全員、オンブズパーソンを補佐する相談員（聴くことについて相応の資質をもち、オンブズと同様の独立性を担保された相談員）であるべきです。進路や子育て等の相談も含めて、子どもに関する全ての相談をまずはオンブズパーソンを補佐する相談員が受け付けるという体制にすべきと考えます。 その意味で、オンブズパーソンを補佐する相談員の役割は重要であり、条例でもその位置付けを明確にすべく、11（１）に、「オンブズパーソンの職務を補佐するため、〇〇相談員（専門相談員などの名称）を置く。」などの規定を設けるべきと考えます。	1	条例を実行する具体的な取組の「相談・救済」は、子どもオンブズパーソンの取組に限るものではなく、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域等の取組や連携が含まれていますが、子どもオンブズパーソンによる権利の侵害からの救済のための活動を一体化して分かりやすくするため、骨子案を修正した条例（案）においては、新たに「相談及び救済」の章を設け、「相談・救済」と「子どもオンブズパーソン」を同章に位置付けることとします。その上で、「相談・救済」は文言を整理し、「相談等」と変更します。 また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
207	相談・救済 子どもオンブズパーソンへの相談	10の（８）の相談と11の（４）の相談は一体のものとし、この相談は、オンブズパーソンの職務と位置づけ、相談員がオンブズパーソンの職務を補佐するという位置づけにすべきです。 そして、相談員が受けた相談は全てオンブズパーソンに報告し、その中で、オンブズパーソンが助言・支援が必要と判断したものは助言・支援を行うものとし、救済申立が相当と判断したものは救済の申立を促して、その申立に基づいて調整等の救済活動をし、また、救済の申立ができないケースなどでは、オンブズパーソン自らの判断で調整等の救済活動を行うという体制にすることが、子どもの最善の利益となるものと考えます。 こども総合支援センター「あのえっと」は、教育委員会のものに設置されていますが、これをオンブズパーソンの下に設置された相談機関として改組し、この条例に基づく相談窓口として利用すべきであると考えます。 こども総合支援センター「あのえっと」を従前のままの相談機関とし、そこで受けた相談の中からオンブズパーソンにつなぐ相談を選択するというようなことはあってはなりません。したがって、「あのえっと」が受けた相談は、全件がオンブズパーソンに報告されるという組織体制が必要不可欠と考えます。	1	条例を実行する具体的な取組の「相談・救済」は、子どもオンブズパーソンの取組に限るものではなく、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域等の取組や連携が含まれていますが、子どもオンブズパーソンによる権利の侵害からの救済のための活動を一体化して分かりやすくするため、骨子案を修正した条例（案）においては、新たに「相談及び救済」の章を設け、「相談・救済」と「子どもオンブズパーソン」を同章に位置付けることとします。その上で、「相談・救済」は文言を整理し、「相談等」と変更します。 また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
208	相談・救済 子どもオンブズパーソンへの相談	相談とオンブズによる救済が分かれている点が問題です。 相談と救済は一体化し、相談は相談員がオンブズの職務を補佐するという位置づけにして、全相談をケース検討し、その中で救済の必要なものは救済の申立てを促し、申立ては事情によってできないが、救済の必要のあるものはオンブズが自己発意で救済に動くという態勢が現実の救済に繋がると思います。 相談は、チャイルドラインの電話の受け手のようにフラットな気持で子どもの声を聞ききることが大事で、アドバイスに一生懸命になったり、ただ他機関につないだりでは、必要な相談にならないと思います。 あのえっとが、そのような相談窓口として利用していただき、「オンブズの補佐」に位置づけていただく必要があると思います。 オンブズに対する相談は、一般の相談の中から救済の必要のあるものに限らないと制度として機能しないと思います。	1	条例を実行する具体的な取組の「相談・救済」は、子どもオンブズパーソンの取組に限るものではなく、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域等の取組や連携が含まれていますが、子どもオンブズパーソンによる権利の侵害からの救済のための活動を一体化して分かりやすくするため、骨子案を修正した条例（案）においては、新たに「相談及び救済」の章を設け、「相談・救済」と「子どもオンブズパーソン」を同章に位置付けることとします。その上で、「相談・救済」は文言を整理し、「相談等」と変更します。 また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
209	子どもオンブズパーソン	相談員・調査員をおくことが必要です。	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
210	子どもオンブズパーソンの職務の執行	オンブズパーソンに所属する調査相談員をおくことが必要です。条例に入れて下さい。	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
211	子どもオンブズパーソン	なぜ、（８）相談・救済のところにオンブズパーソンの項が入らず、別項になっているのか？子供が安心して相談できるよう、あのえっとを窓口にするのではなく、直接オンブズパーソンの調査員に相談できるようすべきだと思います。	1	条例を実行する具体的な取組の「相談・救済」は、子どもオンブズパーソンの取組に限るものではなく、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域等の取組や連携が含まれていますが、子どもオンブズパーソンによる権利の侵害からの救済のための活動を一体化して分かりやすくするため、骨子案を修正した条例（案）においては、新たに「相談及び救済」の章を設け、「相談・救済」と「子どもオンブズパーソン」を同章に位置付けることとします。その上で、「相談・救済」は文言を整理し、「相談等」と変更します。 また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
212	子どもオンブズパーソン	子どもが安心して相談できる場所（あのえっとを経由するのではなく、独立した機関）オンブズパーソンの仕事を補佐する、相談・調査専門員を条例に明記してください。	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
213	子どもオンブズパーソンの設置	①「子どもの権利侵害からのすみやかな救済をはかるため、市長の付属機関として、長野市子どもオンブズパーソンを設置し、公正中立の立場で子どもの話を聴くために独立した相談窓口を設ける」という文言にしていただきたい。 ＊相談から救済まで、すべて独立した仕組みにすることを強く望みます。	4	「子どもの権利の侵害からのすみやかな救済をはかるため、市長の附属機関として、長野市子どもオンブズパーソンを設置する。」と明記し、市長の附属機関として設置して公的第三者機関に位置付けることで、その公平性や独立性が担保されます。
214	子どもオンブズパーソンの設置	①「子どもの権利の侵害から速やかな救済をはかるため、市長の付属機関として、長野市子どもオンブズパーソンを設置し、子どもの秘密が守られるよう独立した相談窓口を設ける。」という表現にしてほしい。	4	子どもオンブズパーソンの設置①のとおり、「子どもの権利の侵害からのすみやかな救済をはかるため、市長の附属機関として、長野市子どもオンブズパーソンを設置する。」とします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
215	子どもオンブズパーソンの設置	⑥ 子どもオンブズパーソンの仕事を補佐する調査相談員を設置することを明記してください。 子どもははじめから権利侵害を受けていることに気付いていることは稀であり、子どものもやもやした気持ちを丁寧に聴く中で、子どもの背景や抱えている問題が見えてきます。子ども自身が主体的に権利を回復し、成長できるようサポートするためには、こどもオンブズパーソンと一体となって、独立性を担保され公正中立な立場で相談や調整にあたることのできる調査相談員が必要不可欠ですので、条例に規定してください。	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
216	子どもオンブズパーソン	・子どもの相談の秘密は守られます。 ・子どもが信頼し安心して相談できる大人が話を聞いて一緒に考えます。 と条文に入れてください。 ・子どもの声を聞くオンブズパーソンには子どもの声を聞くことの研修を受けた人が取り組んでもらいたい。CAP子どもへの暴力防止プログラムやチャイルドラインなど長年子どもと向き合い続けた機関の養成研修と同等レベルの研修で人材養成することが必要です。 ・長野市の規模では、子どもオンブズパーソンの３人だけでは、子どもが相談しやすい時間帯に多様なチャネルで相談を受けきることが困難だと思うので、子どもの声を聞く子ども支援員がオンブズパーソンと一緒に活動できるようにしてください。 【理由】 ・子どもオンブズパーソンにはどんな相談ができますか。「ケンカをして謝れなくて、自分に悪いところがあっても相談できますか」「家出やあるいは自殺を考えてしまっていても相談できますか」「一人では心細いです。友達と一緒に相談できますか」「学校に内緒にして相談できますか」「相談するところを誰かに見られるのは嫌です」「性のことを相談したいです親に勝手に知らされませんか」「万引きを打ち明けたら説教されますか」子どもが言えないで困っていることを想像すると多様な相談への対応が必要です。 ・相談の秘密が守られない機関には子どもは相談してくることはないと思います。	2	子どもオンブズパーソンの設置に、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えていることや、知り得た秘密を洩らしてはならない旨を記載しており、ご意見の内容は包含されています。 子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務を執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制につきましては、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
217	子どもオンブズパーソン	「子どもが安心して相談できる、相談してよかったと思えることが大事。そのためには松本市のこころの鈴のような子どもの権利相談室が必要です。」	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
218	子どもオンブズパーソン	市長も登壇された本年５月18日の「子どもの日シンポジウム」(長野県弁護士会主催、長野市共催)において、実際にオンブズパーソンとして活動されている方々から報告されたように、オンブズパーソンを設置することは、子どもが主体的に権利を回復できる相談・救済を行うために欠かせません。そして、子どもオンブズパーソンが相談・救済を行うためには、オンブズパーソンの仕事を補佐する相談・調査員を置くことが必須です。独立した中立公正な第三者機関であるオンブズパーソンを設置すること条例に明記してください。相談・調査員についても、継続的で安定した運営を行うために条例に明記することが必要です。	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
219	子どもオンブズパーソン	子どもは、「教育委員会や学校、市の機関から独立した立場の人が、話を聴いて一緒に考えてくれる」ことがわからなければ安心して相談ができないと思います。こども総合支援センターあのえっとを経由する形ではなく、最初から、子どもオンブズパーソンの仕事を補佐する相談・調査員に相談できることを、子どもたちがわかるように条例に書いてください。	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
220	子どもオンブズパーソンの職務の執行	④ 市は、オンブズパーソンの独立性及び公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な支援を行うものとする。 必要な支援とは、具体的にはオンブズパーソンの補佐役も設置するという意味でしょうか？ 補佐役も必要だと感じたので。	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
221	子どもオンブズパーソンの職務の執行	オンブズパーソンの業務をサポートするため、相談・調査専門員を設置する旨を記載してほしい。その業務は、子どもの声を聴き、子どもの相談に応じ、必要に応じてオンブズパーソンに報告すること（世田谷区子どもの権利条例などが参考になる）	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
222	子どもオンブズパーソンの職務の執行	子どもオンブズパーソンの仕事を補佐する相談・調査員を置くことを条例に書いてください。 県弁護士会のシンポジウムに参加して、子どもが安心して相談するためには、はじめの窓口で受けとめてくれる人がとても大切で、あちこち振り分ける形ではなく、オンブズパーソンの仕事を補佐する人に最初から相談できる形にしてもらいたいです。	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
223	子どもオンブズパーソンの職務の執行	④市はオンブズパーソンの独立性及び・・・必要な支援を行うものとする と記載されています。独立性を確保するためには、仕事を補佐する相談・調査員を配置し、子どもたちが相談できる、新たな相談の場所であることを記載してほしいです。 5/18に弁護士会が主催した子どもの日のシンポジウムでは、「あのえっと」がその役割を果たすという意味と受け取れる市長のご発言がありました。発音が大切なことも知りました。「あのえっと」は子ども総合支援センターであり、市の様々な組織と連携し問題に対処する機関です。関連各所で情報共有が当たり前となってしまいます。既に充分な活動をされておられる事は否定しませんし、引き続いて尽力していただきたい組織ではありますが、連携している時点で独立した組織ではないとおもいます。「あのえっと」とは全く別の立場で、話を聞き解決にあたる組織として、オンブズパーソンを設置する必要があると考えます。 市政に関わる皆さんも、興味関心を持ち、意見する市民も皆一様に条例をより良いもの、実効性のあるものにするためにそれぞれの立場で意見を表明したり運動をしたりしています。自身が頑張って構築したり、良かれと思ったことに意見されたりすることは、ものすごくつらいものです。教育現場でも同じだとおもいます。最大の努力をしても時には間違ってしまう事もある。だからこそ当事者や、関係者ではなく、独立したオンブズパーソンのような存在、弁護士といった権利をしっかりと理解し公平なジャッジができる機関として、オンブズパーソンが必要だと思います。なんとなく行政や教育機関に厳しい采配を突きつけるという勝手なイメージが先行しているのでは？と感じます。積極的な導入をしている市町村では寧ろ、歓迎されている仕組みだという事も分かりました。「あのえっと」と「オンブズパーソン」がそれぞれに機能することは長野市の未来にとってとても明るい提案になると思います。	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務を執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制につきましては、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
224	子どもオンブズパーソン設置	⑤知り得た秘密を漏らしてはいけない →知った/得た　秘密を漏らしてはいけない で良いのではないでしょうか。個人的に知り得た秘密という表現に違和感を覚えました。	4	個人情報の保護に関する法律や、他市の例などを参考に「知り得た」としています。
225	子どもオンブズパーソン	具体的にどんなことができる取り組みなのかいまいち読み取られませんでした。何よりも子どもたちがこの取り組みを理解し、利用するハードルを下げることが大切であると考えます。	3	子どもたちに、子どもの権利や子どもオンブズパーソンについて理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発に取り組んでいきます。
226	子どもオンブズパーソン	子どもが相談するにあたり学校や市の機関、家庭等とは切り離した第三者に直接相談できるように明記をして下さい。 子どもにとって大人は絶対的です。 子どもたちが安心して相談できるよう尽力をお願いします。	5	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
227	子どもオンブズパーソン	子どもオンブズパーソンが主体となり、子どもの権利や救済を行う事が分かるように明記してください。	2	ご意見の内容は、（２）子どもオンブズパーソンの職務、（４）子どもオンブズパーソンへの相談等に包含されています。子どもオンブズパーソンが主体となって、子どもの権利の侵害からのすみやかな救済をはかるための取組を行います。
228	子どもオンブズパーソン	子どもでも理解できるような文章で記入してください。	3	子どもたちに、子どもの権利や子どもオンブズパーソンについて理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発に取り組んでいきます。
229	子どもオンブズパーソンの設置	②オンブズパーソン３名は少ないのではないか。必要に応じて増やせるようにして欲しい。	3	子どもオンブズパーソンの人数は、本市と同規模の他自治体の事例を踏まえ３人以内としています。
230	子どもオンブズパーソンの設置	② （問題点）２オンブズパーソンは、３人以内とし、・・・　→　人口37万人の長野市に、たったの３人では人員的に少なすぎる。なにか問題が起きた時には、実際の対応や対処ができないことが予想される。 （解決策）将来的なことを考えて、含みを持たせて、ただし書きを入れておく。 （修正案）２オンブズパーソンは、当面は３人以内とし、・・・。ただし、実際の運用状況を見ながら、必要に応じて、オンブズパーソンの増員について考える。	3	子どもオンブズパーソンの人数は、本市と同規模の他自治体の事例を踏まえ３人以内としています。
231	子どもオンブズパーソンの設置	②で「オンブズパーソンは３人以内とし、」とあるが、もっと多くの人数がいてもよいのではないか。なぜ３人以内に制限する必要があるのか。	3	子どもオンブズパーソンの人数は、本市と同規模の他自治体の事例を踏まえ３人以内としています。
232	子どもオンブズパーソンの設置	オンブズパーソンに相談する子供やその保護者等が不適任と感じた場合には、オンブズパーソンを速やかに解任でき、後任を直ぐに任命出来るようにして欲しい。	3	子どもオンブズパーソンの設置④のとおり、子どもオンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合には、市長はその職を解くことができるとしています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
233	子どもオンブズパーソン	条例の条文として、オンブズパーソンを中心とした調査相談員による市、学校、教育委員会等から独立した子どもの権利相談窓口を設置し、子どもの権利侵害に対して速やかで効果的な救済・回復を支援するとともに、子どもや保護者等の関係者に子どもの権利の啓蒙・啓発を行い、また、市の施策のモニタリングを行い是正要請及び意見表明を行うことを入れて欲しい。（市のあのえっとは上記相談窓口であのえっとで取り扱うことが最善と判断されたものを取り扱う）	5	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務を執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。なお、市の施策のモニタリングは、オンブズパーソンの職務とは考えておりません。
234	子どもオンブズパーソンの設置	オンブズパーソンの設置は素晴らしいことだと思う。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
235	子どもオンブズパーソン	その他　オンブズパーソンの人選について 子どもの人権の専門家を入れていただきたい。 理由 子どもの人権は周知徹底されているとは言い難く、それは教育に携わる人々にも言えることだと想像する。従前の「常識」を持って子どもと相対するのではなく、新しくできる条例の下、真に子どもの最善の利益を尊重する専門知識を持っている方が必要だと思うため。	3	長野市子どもオンブズパーソンの設置②のとおり、オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている者のうちから、市長が委嘱するとしています。
236	子どもオンブズパーソン	子どもの権利条例がつくられることは、より良い社会作りの第一歩だと思います。ありがとうございます。条例が作られるだけでなく、そこから実態のある様々な取組が進むことを期待しています。下記、長野市民として、また性的マイノリティのパートナーがいる当事者としての願いです。 ・子どもオンブズパーソンの設置について、「様々なマイノリティや社会的に弱い立場（子どもはもちろん、障害がある、病気がある、性的や性自認など）への理解がある人材の採用」あるいは、「オンブズパーソン自身も、自らの知見を深めるために研修を受けることを義務」として明記していただきたいです。これは、どのような立場にある子どもであっても、安心して相談ができる人材であってほしいということからです。私のパートナーは、性的マイノリティですが、子どものころ相談してみたいという思いがありながらも、相談相手がどのような人物であるか、信用できるのかということが気がかりで利用することができなかったそうです。ぜひ活用できる制度になってほしいです。	5	子どもオンブズパーソンは、安心して相談できる人材であることは重要であり、条例骨子案でも、「人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている者のうちから、市長が委嘱する」としています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
237	子どもオンブズパーソンの職務	オンブズパーソンの調査権限の具体化 ◆特に青木島遊園地廃止でこどもの権利が不当に侵害されたのにその救済が何らなされていない本市としてはその反省として、オンブズパーソンの調査、調整、勧告、是正要請及び意見表明の権限の実質を強く担保するため、明確に規定しておく必要がある。 ◆世田谷区条例30条等では同様の規定がある ◆「必要な調査」の内容として、関係機関等への資料提出要求権、関係者への質問権、施設への立入調査権などを明記すること	3	条例骨子案においては、基本的な事項を定めて子どもオンブズパーソンの職務としています。 具体的な調査内容については、子どもオンブズパーソンの選定等の中で整理していきます。
238	子どもオンブズパーソンの職務の執行 子どもオンブズパーソンの勧告等の尊重	オンブズパーソンの方の意見に対し意見陳述等が出来る場等があると良いのですがご検討ください。	5	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。オンブズパーソンの意見に対し意見陳述等ができることは考えておりません。ご意見として承ります。
239	子どもオンブズパーソンの職務の執行	保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、子どもがオンブズパ ーソンに相談等をしやすい環境の整備に努めるとともに、オンブズパー ソンの職務の執行に協力するよう努めるものとする。 職務への協力は市も関与し、義務を負うものとすべき。 「子どもがオンブズパ ーソンに相談等をしやすい環境を整備するとともに、オンブズパーソンの職務の執行に協力することについて、市は義務を負い、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、十分な配慮を行うものとする。」	4	子どもオンブズパーソンに相談しやすい環境の整備と、職務の執行への協力については、子どもオンブズパーソンの職務の執行④「市は、オンブズパーソンの独立性及び公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な支援を行うものとする。」に含まれています。
240	子どもオンブズパーソンの職務の執行	市はオンブズパーソンの独立性及び公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な支援を行うものとする。→尊重する、として下さい。	4	市の職務として、子どもオンブズパーソンへ必要な支援を行うことが適当と考えます。
241	子どもオンブズパーソンの職務の執行	④「確保するために必要な支援を行う」ではなく「尊重する」に変更してください。	4	市の職務として、子どもオンブズパーソンへ必要な支援を行うことが適当と考えます。
242	子どもオンブズパーソンの職務	要望　支援において、子どもの意見を聞く　ということも明示すること 理由　子どもが専ら保護・救済する対象ではなく、人権を持った人であることが伝わるため。	2	子どもオンブズパーソンの活動においても、子どもの声を聴くことは大切であり、ご意見の内容については、（１）子どもオンブズパーソンの設置、（２）オンブズパーソンの職務に包含されています。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
243	子どもオンブズパーソン	「子どもの権利の侵害からのすみやかな救済や回復を図るため、市長の附属機関として、中立・独立とした第三者機関として長野市子どもオンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置する	2	子どもの権利の侵害からのすみやかな救済をはかり、必要に応じて見守りを行っていきます。 子どもオンブズパーソンは公的な第三者機関である市長の附属機関としています。
244	子どもオンブズパーソン	独立性が損なわれないようにしてオンブズパーソンの役割が十分に果たされる事を希望します。	5	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、「市は、オンブズパーソンの独立性及び公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な支援を行うものとする」としています。
245	子どもオンブズパーソン	子ども向けに入っていました、こちらも入れてください。 〇子どもは悩んでいることや困りごとをオンブズパーソンに相談できます。 〇オンブズパーソンは子どもからの困りごとなどの相談を受け一緒に解決する方法を考えます。	3	子ども向け条例骨子案は、条例骨子案を分かりやすくしたものです。ご意見は今後の広報・啓発を行う際の参考とさせていただきます。
246	子どもオンブズパーソン	ここだけ、非常に具体的に雇用についても書かれていて、大変違和感を感じます。	5	（1）子どもオンブズパーソンの設置は、子どもオンブズパーソンを設置する上で必要な事項を定めています。
247	子どもオンブズパーソン	（1）長野市子どもオンブズパーソンの設置　ここについても　〇〇するものとする。という表現は〇〇します。にしてほしい。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
248	子どもオンブズパーソン	子どもオンブズパーソンの実際の運用はどのようになるのか、書かれていないが、どのように運用する予定なのか？調査や助言、勧告など、権利侵害や困りごとに関して、積極的な行動・関与ができる、行政などから独立した第三者機関としての設置を望みます。また、子どもが気軽に相談できるように、配慮してほしい。実際に設置される場所はプライバシーに配慮されつつ、安心して訪問できる場所・雰囲気にしてほしい。また、相談方法も、対面以外の方法（LINEなど）も確保してほしい。	3	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。また、子どもオンブズパーソンの職務を執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
249	子どもオンブズパーソンの設置	②「オンブズパーソンは３人以内とし、人格が高潔で社会的信望が厚く、子どもの人権に優れた識見を持ち、なおかつ教育委員会、行政などの組織とつながりを持たない者のうちから市長が委嘱する」という表現にしてほしい。	4	子どもオンブズパーソンの設置②のとおり、「オンブズパーソンは、３人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている者のうちから、市長が委嘱する。」とします。
250	子どもオンブズパーソンの設置	①　市長の附属機関について →　市長の管理下に置かれると認識してしまうと思われる。附属機関であっても、職務は独立性を保っている～市長等への忖度は無い～事を明示した方が良いのではないか。	5	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。
251	子どもオンブズパーソンの設置	③オンブズパーソンの任期について →　任期はある程度期間を設けてはどうか。例えば３期６年まで、のように。	5	ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
252	子どもオンブズパーソン見守り等の支援	「必要に応じて」とあるが、誰が必要と判断するのか。子ども本人の意見を反映した文言が良いと思う。	3	子どもオンブズパーソンが活動を行う中で、必要と判断すれば見守り支援を実施することとしています。
253	子どもオンブズパーソンの職務の執行	オンブズパーソンの独立性、公正かつ公平の執務の執行をするためには、安易に現状の「あのえっと」（R4.4月～）をそのまま「オンブズパーソン」として名称を変えて使わないようにしてほしいと思います。	5	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
254	子どもオンブズパーソン	設置するには、その役割を市民に十分周知し、各学校、地域などにも啓発活動などを積極的に行ってほしいです。	3	子どもにも大人にも子どもの権利や子どもオンブズパーソンについて理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
255	子どもオンブズパーソン	子ども自身が相談する（相談しやすい）ためにアンケートやレター、タブレットでのメールなど、意見を表明しやすいツールを用意することが大切だと思います。	3	相談体制や相談方法については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。ご意見は、今後の取組の参考といたします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
256	子どもオンブズパーソンの設置	オンブズマン制度は必要。ぜひ設置していただきたい。	2	子どもの権利の侵害からのすみやかな救済をはかるため、市長の附属機関として、子どもオンブズパーソンを設置することとしています。
257	子どもオンブズパーソンの設置	子どもに役立つ機関となることを期待しています。大人の都合や事情に左右されない独立した機関として、子どもの目線で受け止めて、子どものことを第一に考えることを切に望みます。	5	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。
258	子どもオンブズパーソン	市民主催のワークショップに参加しました。子どもオンブズパーソンが子どもに信頼され、子どもの声を聞くためには、「魂を持って活動する」ことが必要です。子どもが大人を信頼して話をすることができる。大人は子どもを信頼して一緒に考える。そこがスタート。子どもの中に問題解決の力があると信じ、子どもは大人と一緒に動くことで状態がちょっと良くなる（あるいはすごく良くなる）。そこに子どもと大人のパートナーシップができる ＜冒頭に入れて欲しい言葉＞ ・「安心して子どもオンブズパーソンに相談してね。子どもには、自信を持って自由に生きる人権（けんり）があるよ」 ・子どもオンブズパーソンはこの理念のもと、子どもを叱らず、子どもを区別せず、子どもの声を聞きます。 ・困りごとを解決する力は子ども自身が持っているので、子どもと一緒に問題解決を考え、子どもが問題解決することを支援します。 【理由】 ・子どもの人権が何かということを子どもにわかりやすく伝えることが必要。「人権侵害の相談だけはオンブズパーソンに」という制度では、子どもも大人も人権侵害に気づくことはむずかしい。 ・オンブズパーソンが受け止めた相談を、子どもと一緒に考えた結果、子どもが必要とする時に必要な支援機関につなぐことが良い。逆（大人が聞いた相談の人権侵害だけを大人の判断で区別し迅速にオンブズパーソンに持ってくる）は良くない。子ども自身の考えを聞かずに相談をたらい回しにすることを子どもの世界では「チクった（告げ口した）」と言います。 ・オンブズパーソン制度の先行自治体の状況を見ると、勧告や公表といった大事になる事例は相談全体のほんの数％であり、ほとんどの相談は子どもが大人と一緒に考え、大人が周囲との関係調整を支援することで子ども自身が解決していくことができている。オンブズパーソンは「弱い子どもを救済する機関」ではない。それでは子どもはいつまでも弱い存在となってしまう。「子どもが自ら人権を守ることを支援するエンパワメントの機関」です。	4	子どもオンブズパーソンが子どもに信頼されること、大人は子どもと一緒に考えることなど、ご意見の内容は子どもオンブズパーソンの職務において大切なものと考えます。今後の取組の参考といたします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
259	子どもオンブズパーソン	長野市の骨子案の書き方では、「相談・救済」と「子どもオンブズパーソン」が別の章に記載されています。子どもオンブズパーソンは子どもの権利の相談・救済を行う機関であり、この二つを分けて記載することは不自然でわかりにくいと思います。他自治体の条例では「子どもの権利の相談・救済」の章にオンブズパーソンに関する条文があります。長野市も子どもオンブズパーソンが子どもの権利の相談・救済を行うことがわかるような書き方にしてください。	1	条例を実行する具体的な取組の「相談・救済」は、子どもオンブズパーソンの取組に限るものではなく、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域等の取組や連携が含まれていますが、子どもオンブズパーソンによる権利の侵害からの救済のための活動を一体化して分かりやすくするため、骨子案を修正した条例（案）においては、新たに「相談及び救済」の章を設け、「相談・救済」と「子どもオンブズパーソン」を同章に位置付けることとします。その上で、「相談・救済」は文言を整理し、「相談等」と変更します。
260	子どもオンブズパーソンの設置	①について、「市長の附属機関として、独立した公的第三者機関として、長野市子どもオンブズパーソンを設置する」として、「独立した公正な第三者機関であることを明示していただきたい。そうでなければ、子どもの権利の侵害からの救済は難しい。	5	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。
261	子どもオンブズパーソン	子どもの権利侵害からすみやかに救済をはかるため、オンブズパーソンを設置するのは当然であると思います。公平で中立であるべきだというのもうなずけます。 今現在市には、こども総合支援センター「あのえっと」というものがありますが、この機関は公平で中立な組織でしょうか？市が子どもの権利条例を制定し、かつオンブズパーソンを設置するのであれば「あのえっと」は要らないと思いますが、市はどのように考えるのでしょうか。	5	こども総合支援センター「あのえっと」は子どもに関するあらゆる相談をワンストップで受け付ける大切な機関と考えます。 子どもオンブズパーソンと、こども総合支援センター「あのえっと」の位置付けなど、相談体制については、条例の制定と併せて、今後検討していきます。
262	子どもオンブズパーソン	骨子案では、子どもの権利の相談救済は、子どもオンブズパーソン以外の機関が連携して行くように読み取れますが、子どもオンブズパーソンが、子どもの権利の相談・救済を行うことを、分かるように書いて下さい。	2	ご意見の内容は、「子どもオンブズパーソンの職務」、「子どもオンブズパーソンへの相談等」に記載しています。
263	子どもオンブズパーソン	独立した公正中立な第三者機関が必要だと思います。例えば学校関係で悩んでいるときに、学校関係の人には相談しづらいと思います。また、学校ではない相談窓口に相談しても結局、学校や教育委員会に持ち込まれては意味がないと思います。第三者機関が、どこからも独立した立場で最初から最後まで子どもに寄り添い、子ども本人が望む解決に向かっていくような相談機関になるとよいと思います。	5	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。
264	子どもオンブズパーソン	５/18のシンポジウムに参加しました。子どもが主体的に権利を回復できる相談や救済を行える独立機関が必要不可欠だと思いました。	5	子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
265	条例を実行するための仕組み	（１）国、県、関係機関等との連携 ① 市は、国、県、他の地方公共団体と連携して、子どもに関する施策を実施します。 ② 市は、全ての子どもの健やかな成長のため、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者と連携して、子どもに関する施策を進めます。 （２）子どもに関する計画の策定 ① 市は、子どもに関する施策を進めるため、こども基本法第10条第２項に規定する計画（以下「市町村こども計画」といいます。）を策定します。 ② 市は、市町村こども計画を定める場合は、子どもや市民の意見等を反映させます。 ③ 市は、市町村こども計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていきます。 ④ 市は、市町村こども計画に基づく施策の実施状況を子どもに分かりやすい形で定期的に公表します。 （３）広報・啓発 市は、この条例について、子ども、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行います。 （４）財政上の措置 市は、子どもに関する施策に必要な予算を準備します。 にしてほしい。（４）は変だとしたらできるだけ優しいことばに直してほしいです。 【理由】 ・〇〇するものとする。という行政的なフレーズは子どもにわかりにくいと思う。 ・子どもにもわかりやすいように「です・ます」でシンプルな言葉で条例を作っている先行自治体がある。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
266	子どもに関する計画の策定	長野市こども計画への子どもの実質的参加 「市は、市町村こども計画を定める場合は、子どもや市民の意見等を反映させるよう努めるものとする。」 について: ◆こども基本法第11条:「...意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする 。」 ◆川崎市条例30条では子ども会議の取り組み ◆「努めるものとする」から「必要な措置を講ずるものとする」に修正し、子どもの実質的な参加を保障するための具体的な仕組み（例：子ども会議の活用、ワークショップ開催）を計画策定プロセスに組み込むことを明記する。	4	こども計画の策定に子どもや市民の意見等を反映させるためには、機会を確保して意見を聴くことが前提でありますが、具体的な仕組みについては、検討していくため、現段階では文言はこのままとします。
267	子どもに関する計画の策定	①市は、子どもに関する施策を推進するため、こども基本法第10条第２項に規定する計画（以下「市町村こども計画」という。）を策定するものとする。 「市町村こども計画」ではなく「長野市こども計画」と呼称する方がより適当(以下②から④同様)。	1	ご意見を踏まえ、「市町村こども計画」を「こども計画」に修正します。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
268	子どもに関する計画の策定	②市は、市町村こども計画を定める場合は、子どもや市民の意見等を反映させるよう努めるものとする。定める「場合」とあるが、作成は市の義務であり定めない場合はないのでそぐわない表現。次に修正事例を示す。 市は、長野市こども計画を定めるに際し、子どもや市民の意見等を反映させるよう努めるものとする。	1	ご意見を踏まえ、「こども計画を定める場合は」を「こども計画を定める際は」に修正します。
269	子どもに関する計画の策定	②「市は、市町村子ども計画を定める場合または事業評価を行う場合は、子ども・市民の意見を聞き反映させるシステムを構築する。」と言う表現にしてほしい。	4	他のご意見を踏まえ、「市は、こども計画を定めるに際し、子どもや市民の意見等を反映させるよう努めるものとする。」とします。
270	子どもに関する計画の策定	・市町村子ども計画と、子どもに関する市の他の計画を合わせて、子どもにわかりやすく説明し資料を公表します。 ・長野市の子ども白書を定期的に作ります。 と条文に入れてください。 ※他の計画　長野市子ども・子育て支援事業計画、長野市子どもの貧困対策計画　等 【理由】 ・計画を作るだけではなくて、子どもにわかる形で説明することが子どもの参加のために必要だと思います。 ・市民のチェックや子どもアンケートで意見も聞けるといいと思います。	5	こども計画についても、子どもに分かりやすく周知することも大切と考えます。また、子どもをめぐる状況などの把握方法については、今後検討していきます。ご意見として承ります。
271	子どもに関する計画の策定	④評価と検証、結果の公開、必要に応じた改善を行うことを明文化してください。	4	ご意見の内容は、（２）子どもに関する計画の策定④に含まれています。市における他の計画と同様に、PDCAサイクルを行っていきます。
272	広報・啓発	全体として、子どもの権利条例ができることを、長野市の子どもたちはどれだけの人が知っているのでしょうか？子どもの権利条例ができたら終わり、ではなく、広報活動をぜひお願いします。子どもの権利条例を守るのは大人の責任だということも併せて広報していただきたいです。	5	子どもの権利について市民の皆様に理解を深めていただくことは重要であると考えています。分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
273	広報・啓発	「市は、子どもの権利条約の理念や、それを実効あるものにするためのこの条例について、子どもと大人がともに学び共有するための広報・啓発活動を行う。」という表現にしてほしい。	4	（３）広報・啓発のとおり、「市は、この条例について、子ども、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。」とします。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
274	広報・啓発	条例の周知と共に、子どもの権利自体についてを子ども自身が学べる教育の実施、おとなへは子どもの権利を支えるための情報提供、啓発活動を行うことが必須ではないか。（子ども家庭庁横断指針を参考に） 他の市町村のようにワークショップなどで人権が学べるようなしくみがあると良い。	5	ご意見は、条例制定後、子どもの権利についての広報・啓発を行うに当たっての参考といたします。
275	財政上の措置	市は、子どもに関する施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 市の財政措置は義務とすべきもの。次は修正の事例 「市は、子どもに関する施策に必要な財政上の措置を講ずるものとする。」	5	財政上の措置（予算）は、庁内における協議を経て、市議会の承認をいただいた上で執行するものであり、骨子案のとおり「努めるものとする」とします。
276	その他	今回は骨子案のパブリックコメントの実施だが、通常の条例と同様に条例案についてもパブリックコメントを必ず実施してほしい。	5	市民等の皆様のご意見を踏まえた条例とするため、条例の核となる骨子案に対してパブリックコメントを実施し、広く、また、非常に多くのご意見やご提案をいただきました。いただいたご意見等を参考に、条例（案）を作成していきます。
277	その他	子どもたちが安心して相談する環境づくりは大事なことだと思います。 それに加えて私たち一人ひとりのモラル、倫理観を高めていく事が大事だと思います。いくら立派な条例が出来ても、私たちに共通する価値観がないと安心して子供たちも暮らせる社会の実現にはなりにくいと思います。今何が問題なのか、それを明確にしていく事と、保護者、市民といった不特定多数に対しての啓蒙活動はどのようにされるのか具体策を知りたいところです。 本来でしたら、子供も大人もお互いが信頼し、安心して暮らせる社会構造ができれば、このような条例も必要ないはずですので、そのことも踏まえ根本から変革できるような本質的な議論を重ねていただきたいと思います。 条例自体はとても良いと思いますが、何故作る必要性があると考えられたのか、その動機も教えて頂きたいと思います。	5	「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」のみならず、子どもを直接支える仕組みが身近にある必要があり、世界や国が保障しようとしている「子どもの権利」を「わたしのまち」はどう守り支えようとしているのかを、身近な市町村である長野市において条例を制定することで、市民とともにその取組を共有していくことができると考え、議会とともに条例を制定するものです。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
278	その他	子ども達にとっては意見表明の機会ができる、困った時は様々な立場の人に相談できるという安心感があると思います。保護者にとっても、一人で抱え込まず相談できる場が増えることは良いことです。子どもが主体性を持って社会に参加することは、これからの時代には大切な事だと思います。 しかし、日本の場合、今までが主体性を育む教育では無かったので、子ども自身が意見を表明できるのか。子どもが意見を出した時に、状況が変わらないことで逆に無力感を感じるケースもあるのでは？という懸念もあります。 また、保護者が子どもの権利を盾に学校へ過度の要求をし、学校側が萎縮してしまうことや、権利侵害を恐れ教育現場が混乱するケースなども考えられます。 「権利」という言葉の定義には個人差があると思います。権利は自分勝手やわがままとは違うこと、自分の意見を大切にすると同時に他者との共存も考える必要があることなど、家庭や教育現場で共通認識を持てるような工夫も必要だと思います。 その上で、未来を担う子ども達を支える制度ができることは、誰もが希望を持てる社会に繋がっていくと思います。	5	本条例を制定し、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
279	その他	最近ボランティアである子ども食堂に負担が大きくのしかかっているという記事も目にし、その中に記載があった以下文章も踏まえて記載しています。 【記事名】「「こども食堂から一線を引く」　《こども食堂》の名付け親が決意した背景　ボランティアでできる支援には限界がある 」 【内容】「子どもの貧困は、国や自治体が、親の就労問題や、子どもの教育問題、住宅問題などに真剣に取り組まなければ解決しません。」	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
280	その他	現在の長野市にも大変厳しい状況の子どもたちがいることを実感しているので、長野市子どもの権利条例ができるということに期待をしています。	5	本条例を制定し、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
281	その他	子どもたちの意見を、アンケートやワークショップなどで聴いているとのことですが、骨子案のどの部分に反映されているでしょうか。子どもたちの声が確かに反映されていることがわかるとよいと思います。	5	条例骨子案は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や、こども基本法の趣旨を踏まえながら、子どもからのアンケートやワークショップ、議会との協議等、様々なご意見を参考に作成しました。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
282	その他	誰にでも、わかりやすい言葉にして頂けると、もっと理解出来ると思います。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
283	その他	先日、孫が学校から「長野市大人と子どもの心得八か条」というプリントをもらってきました。プリントの作成者はPTA連合会・校長会・教育委員会となっています。内容を見ると「我慢する心を持つ」「年長者を敬う」など、子どもが権利の主体であるという考え方からかけ離れていると思いました。説明文には「大人が自ら手本を示し・・」とはありますが、この内容を子どもにも求めているように読み取れます。条例制定を機に八か条の内容を吟味していただき、このままの内容であれば、配付を止めた方がいいと考えます。	5	ご意見につきましては、教育委員会とも共有いたします。
284	その他	子どもの人数が増える事で制限されたり我慢させてしまう事がないような支援（金銭援助も含め）を進めて頂きたいです。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
285	その他	教員が子供一人ひとりと十分に向き合うために、少人数学級の実施、人員の補充をしてほしい。また質の良い教員の育成にも力を入れてほしい。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
286	その他	将来気候変動の影響を受ける子供達のために大人がしなければいけないことを明記してほしい。	4	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
287	その他	子供が安心して生活できるためには大人の力も必要である。だが、虐待案件も多い中、安心安全な環境を作り出せない大人も多数おり、そう言った環境から子どもの権利を守るために、今回の条例案が制定されようとしている節もあるとは思うのだが、愛着形成が不十分な大人も多数おり、育児に悩む親を孤独にさせない対策や、困っている親をサポートする仕組みも必要と考える。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
288	その他	全体を通して、「どのように子どもの意見を汲み上げ、実践していくのか」と言うところが疑問。実際の子供の声を聞くことも重要。子どもの意見を反映した実践しやすい条例になることを願う。	3	子どもの意見表明は大切なことであると認識しており、条例を実行する具体的な取組として「意見表明」を盛り込んでいます。また、他のご意見を踏まえ、「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。条例に基づき、子どもの意見表明に取り組んでいきます。ご意見は、今後の取組の参考といたします。
289	その他	学校教育の場で、子どもたちの意見を、よく聴いたのかどうか？ （問題点）子どもの権利条例の最も基本的な考え方の１つは、「子どもの意見をよく聴く」ことである。今回のパブコメの期間は、たった１ヶ月間しかない。その間、どのくらいの子どもたちから意見を聴くことになるのか？　18才以下の子どもたちには、乳幼児から小中高の生徒までがいる。その大部分がいる学校教育の場で、今回の子どもの権利条例について、どのくらいの生徒たちから、その意見を聴いているのかが、はなはだ疑問である。 （解決策）学校教育の中で、子どもの権利条例について教えるとともに、子どもたちの意見をよく聴く場を設ける。 （修正案）実際に、長野市教育委員会が、学校教育の中で、子どもの権利条例について教える時間と、子どもたちの意見をよく聴く場を設けるように計画して実行する。	5	条例制定に当たり、子どもや保護者へのアンケート調査、子どもを対象としたワークショップ、子育てに関係する専門家等からのヒアリングを実施し、意見を聴いてきました。それらの結果を基に条例骨子案を作成しています。また、今回のパブリックコメントにおいても、子どもに対して、チラシを配布したり、ワークショップを実施しています。今後も子どもが意見表明できる機会を設けていきます。 また、子どもの権利について理解を深めていただけるよう、広報・啓発を行っていきます。
290	その他	子どもの権利を大切にする事、とても素晴らしいと思います。子どもの権利を大切にできる親に対しても、社会の面で育休などの対策など、素晴らしいものがあると思います。	5	本条例を制定し、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
291	その他	長野市の保育園に子どもを預けていますが、保護者が休みの日は子どもは預からないとの貼り紙がありました。子ども達の為、保育士確保の為、わかります。しかし、預からないと強い口調はいかがなものでしょうか。なるべく、子どもとの時間を大切にしましょうではいけませんか？保育が必要なこの園、確かにそうですが、時代が変わってきていますよね？親も一人の時間がその後の子どもとの時間を有意義にする事もあります。事情がある事もあります。事情まで保育園に全て話さないといけない。とても心労です。保育士も基本人数は居るはずです。幼稚園は預かれるのに保育園がダメな理由が見つかりません。基本保育時間は、保護者がお休みに関わらず預かってもらえる事を切に願います。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
292	その他	基本理念については、今までもそうでなければならなかったことです。コロナ禍で子どもたちの意見は全く通ることはありませんでした。 メディアに踊らされて、大人たちはマスク強要、黙食の強制、行事の廃止、 これにより子どもたちが被った被害は甚大です。それを何事もなかったかのように過ごしています。 大人がマスクを外して会食を楽しむ中、子どもは黙食。大人が後ろめたさはありながらも旅行に行く中、運動会の中止、大会の中止、子どもたちは声をあげることすら許されませんでした。 このようなことが起こらないための条約になっているでしょうか？それを防止するために、コロナ禍での出来事を主な例としてあげるべきと考えます。このようなことが二度と起こらないよう。 また子どもがいるいないに関わらず、長野市に住む全ての大人にこのことを周知徹底することを切に願います。そのためにもっと具体的に、かつもっとさまざま場面で公表してもらいたいです。 コロナ禍のように大人が子どもから自由を奪うことなく、子どもたちがどうしたいかを子どもたちに判断させなければならないことを、すべての大人が理解していなければいけないと思います。 同調圧力が日本では強いのが現状ですが、ヨーロッパの教育では子どもの尊重とはこのようなことであると痛感させられることが多いです。ぜひ参考にしていただきたいです。 子どもは大人と公平に扱われるべき存在です。今一度骨子案がただの文章とならにいための対策を考えて公表願います。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
293	その他	政府では、子ども家庭庁を設けたが、一向に少子化の解決ができず、むしろ少子化が加速しております。 その一方で、2025年度予算に10兆円をかけて、AIをつかい虐待かどうかを判断する装置を作り、100件の想定ケースのうち、62件の精度が『著しく低い』という結果になりました。なんでこんなことに予算（国民の血税）を使っているのかと呆れました。 そのことを踏まえまして、県や市がどんな手を使っても、子ども課がどんな案を出しても、少子化は絶対に止まりませんし、子供の権利は守られませんよ。 選択別夫婦別姓も、子どもは選べないのですから、言ってしまえば子供への虐待です。 その事で、絶対に、学校内のいじめも誘発されます。LGBTも同じです。 新聞の記事にもジェンダーの事を記載してますが、記事を見た健全な女の子から質問されます。「私って子供を産み育てちゃいけないの？」と。正直この国は狂ってます。あと、令和６年度小中高生の自殺は529人ですよ！子ども家庭庁なにしてるの？ 一丁目一番地は、経済をよくし、親や結婚前の大人達の収入を増やすこと。そしたら結婚したいと思いますって。過剰に子供に対する文言をつくるのは辞めてください。こども未来部など不要です。 予算のかけ方や、経済を良くしていく行政であってください。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
294	その他	包括的性教育をとりいれた条例にしてほしい。 私は包括的性教育のカリキュラムが子供が安心・安全に成長していけるために必須の学びであると確信しています。自分の体や心を一番大切に考えて、子供たちが自分の人生の選択をしていけるように、生まれた時からの包括的性教育をまなぶ権利を条例に組み込んでもらいたいです。条例の中の育ち学ぶ施設の役割に「子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付ける」とありますが、包括的性教育を幼少期からなんども繰り返しカリキュラムとして学ぶことで、この力は自然と身につくと思っています。子供たちの意見です。「休み時間を長くしてほしい・授業の時間をへらしてほしい・給食をもうちょっと長くしてほしい・テストの日を少なくしてほしい・宿題をなくしてほしい」この意見をきいて子供たちは日々頑張っているのだと感じました。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
295	その他	「包括的性教育、子どもの意見表明の場作り」を条例に入れてほしい。 そもそも、性に関する正しい知識や態度を学ぶことは、自分自身や他者を大切にする力、性被害や差別から自分を守る力を育てるとともに、命と人権を守る観点から、条例にその推進を明記してください。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
296	その他	体や心を学ぶ“包括的性教育”を入れてほしい。 学校ではなかなか学べない（教科にはない）人間関係や、体の仕組みを学ぶ機会がほしい…育っていく過程で最も大切だと思いました。（自分を好きになるから） 人と人の距離感、互いの同意、自我を大切にすることなど人権尊重に関する内容である包括的性教育を条例に盛り込んでください。 具体的に学習できない体の仕組みだからただ発達のこと、多様な生き方や健康的な幸せなど子ども全員が科学的に総合的に生を学べることが包括的性教育だから、私は「なんだそうだったのか！包括的性教育をあなたに」という講座のお手伝いをして強く思いました。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
297	その他	包括的性教育を地域に広める活動をしています。包括的性教育の充実こそ、骨子案の目標達成への近道であると感じます。どうしてそう思うのか、説明資料から抜粋しながら、意見を述べさせて頂きます。 ・子どもを犯罪、事故、 災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るよう 努めるものとする。 →単に性犯罪から身を守るための知識だけでなく、自分がされていることが性犯罪だと気づくために、自分には体の権利があるんだよということを子供自身に教育していく必要がある。体の権利教育は包括的性教育が得意とするところである。 また、口だけで伝えるのではなく、「自分は大切な存在なんだ」と実感できるような周りの大人の雰囲気や態度が必要である。例えば、オムツ交換が必要な幼児期から、プライベートゾーンを触れることに対し「失礼します」などの声かけをしていく重要性を知る必要がある。また、幼児期からの親子の愛着形成には、「自分は自分」と、自分には「境界線」があることを実感するための大土台となる。（性犯罪者は幼少期に快の刺激を思い出せないそうです。よって、自分にも相手にも守られるべき境界線があるということを知らずに育っています。自分の境界線を大切にされていないが故に、他者の境界線も大切にできない）現在の子育て世代も包括的性教育を習ってきいない世代です。つまり、子供だけでなく、大人にも包括的性教育を学ぶ機会が設けられる必要があると考えます。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
298	その他	子どもの育ちへの支援　安心、安全な環境づくり 子どもは学ぶ意欲があり、安全が守られる権利を持っています。私は、学校へ性教育の出前授業に行くことがあるのですが、「からだの権利」「同意」「性の多様性」などを含む包括的性教育はまさに人権の教育で、授業で子どもたちが変わるのが分かります。繰り返し学ぶことで、性加害・被害の防止にも必ず繋がると考えます。日本の性教育は世界水準から大きく遅れているという現状の中、身近な市の条例に「包括的性教育を進める」という文言が入り、子どもたちが人権教育としての包括的性教育を受けられる環境が整う方向に進むことを願います。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
299	その他	「包括的性教育」を充実させる事が人権教育や人間関係、命等のさまざまな事にも繋がってくると思うので、文書に盛り込んで頂きたいです。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
300	その他	前文の（２）～（４）基本理念の（３）、（４）をふまえ、人権をベースとした教育である「包括的性教育の推進、実施」について明記をお願いしたいです。ＳＮＳが急速に広まり、子どもの性犯罪の被害も増加傾向にある中、学校教育では性教育について義務化されている部分が非常に少ないです。包括的性教育は、人権を基盤として心、体、人間関係など性に関する多様な要素を含む教育です。子ども自身が、自分を大切にできる、他者を尊重できるとはどういうことなのか？具体的に学ぶ機会を設けることが、子どもたち一人ひとりの生きる力となり、命を守ることに繋がっていくと思います。また、そのような重要な教育について、一部の関心のある人のみが受けるといった形になれば、長期的に市民の人権感覚の格差を広げていくことにもなります。子どもたちにとっても、社会全体にとっても重要な「包括的性教育」を受ける機会が広まるよう、条例への明記を願います。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
301	その他	子供たちの明るい未来のために、とても大切な条例と思います。 条約24条の「健康と保健サービスを受ける権利」として幼い頃からの包括的性教育を繰り返し受けられることを盛り込んでいただきたいです。 お腹にいる胎児から所有物でなく別人格として、１人の人間として尊重していくことの大切さを実感しています。幼い時に自分の体、心を大事にして良いことを伝える包括的性教育を学ぶと、自然と他人も尊重する気持ちが芽生えると考えています。 私立の保育園では包括的性教育をやって欲しいと声が上がっていますが、公立の保育園でも、ぜひ導入していただきたいです。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
302	その他	条約24条の「健康と保健サービスを受ける権利」において、ぜひすべてのこどもたちに包括的性教育を乳幼児期から受けられる権利を明記していただきたいです。包括的性教育は、人権そのものの学びです。何歳からでも、自分のからだのことを知り、自分のからだ・こころの自己決定は自分しかできないことを繰り返し伝えていくことで、自分と相手は違うこと、だからこそ、相手のことも尊重する、そんなふうに育っていけると思います。 そして、こどもたちに普遍的に包括的性教育の学びの機会が与えられることで、身近な大人たちもこどもの権利、そして自分たち大人の権利や感情との向き合い方も学んでいけるのではないかと思います。包括的性教育が地域として普及していけば、こどもたちは幼い頃から、大人が自分の意見を聞いてくれる、尊重される、という経験を積んでいくことができます。それは、自分は自分でいいんだなという自己受容力、自己肯定感を高めると思います。 これ以上、未来の希望であるこどもたちの自殺という悲しすぎる現実を増やしてはいけないと思います。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
		話は変わりますが、職業柄中高生の妊娠や出産にも関わります。彼女たちは知識が与えられていません。相手の男性も知識がない。お互いにからだの自己決定権についても知りません。性教育は寝た子を起こすのでしょうか？全くの検討違いです。エビデンスベースでも、すでに包括的性教育を幼い頃から繰り返し学ぶことで、初めて性交する年齢は上がるという結果が出ています。彼女彼らは、正しい知識やsosを出せる場所の教育を受けてこなかった、学ぶ機会を取り上げられてきた被害者です。包括的性教育を学ぶことで、からだの権利、自己決定権を学ぶことで、自分の意に反することにはNOを伝えてもいいことも学びます。そして科学的に正しい性の知識を学ぶことで、自分の身体の変化に気づけたり、自分や相手のからだの守り方も学ぶことができます。こどもたちに生きてく上での選択肢が広がります。もうそろそろ日本の現状を変えていかないといけないのではないですか？エビデンスベースで包括的性教育を取り入れて欲しいです。包括的性教育を条例に明記することで、全国に先駆けて長野市で、世界基準の教育ができたら、未来が変わっていくきっかけになると思います。よろしくお願いいたします。		
303	その他	【意見項目】 包括的性教育の推進、子ども当事者の意見の反映、保護者支援の仕組みを条例に明記していただきたい。 【意見内容】 このたびの「長野市子どもの権利条例（骨子案）」の策定にあたり、すべての子どもが自分らしく生きられる社会の実現に向けた取組に、心より敬意を表します。そのうえで、本条例がより実効性あるものとなるよう、意見を申し上げます。 【意見】 包括的性教育の推進を明記してください 本条例では「安心・安全な成長環境の保障」が掲げられていますが、それを実現するためには、包括的性教育の推進が欠かせません。 性教育は、「性行為の是非」にとどまらず、自己理解、他者理解、同意、心と体の変化、多様性の尊重、インターネットや性暴力からの自衛など、現代の子どもにとって命を守る学びです。国連やUNESCOも推奨する包括的性教育は、ジェンダー平等や人権尊重の実現にもつながります。2022年には国でも「こども基本法」が施行され、「包括的な性教育」の必要性が議論されるようになりました。長野市におかれましても、ぜひ本条例の具体的施策として、「包括的性教育の推進」を明記いただきたいです。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
304	その他	子どもを性犯罪から守られるよう努めてほしい。 目標に対する具体的なプランとして包括的性教育の取り組みが１つ１つに功を奏すると感じます。 包括的性教育は、ヒトが生きていく上で人間関係やコミュニケーションの土台となる部分を学べる教育です。学ぶことでコミュニケーションを学ぶとともに性犯罪に巻き込まれないよう違和感に気がつく力を身につけてほしいです。	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
305	その他	最近、包括的性教育に触れる機会がありました。 『性教育』といっても、30年前に自分が受けた『性教育』とは全く違い、自分たちが自分たちの権利を知り、自分を大事にして周りも大事にできるとても素晴らしい教育でした。 自分が勉強した、生殖やからだの発達、性感染症だけでなく、人間関係、ジェンダー平等、暴力と安全、人の幸福、人権などたくさんの事に触れています。 包括的的性教育を交えて、子供に達に伝えて行くことはとてもわかりやすく、理解につながると思います。 是非、包括的性教育を学ぶ事を『長野市子ども管理条例』に加えて、子ども達が自分の権利を知り『すべての子どもが、その命を守られ、健やかに、自分らしく、安心して過ごせる』長野市を実現して欲しいです！ 是非ご検討ください。 長野市子どもの権利条例がより良いものになり、そしていずれ他の市町村、県、日本中のお手本になり、日本の子供達が素晴らしい日々を送れる事を陰ながら応援させていただきます！	4	「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の４つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、子どもに関する取組を行うこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
306	その他	こどもの権利を明確にして条例にすることは大変良い考えだと思いますが、こどもの権利を守るには親の仕事が大きく関わります。ひとり親世帯で祖父母も他界している家庭にとって、土日祝日にこどもプラザに預けられない状況では、こどもの権利は守れません。 企業の配慮を条例に入れることは困難かもしれませんが、企業が様々な時短制度を制定しても、いざその制度を利用すると、同僚・上司から冷たい対応をされるのが現在の社会です。 一般的な両親がいて、祖父母もいる家庭での条例であれば理解できます。 ひとり親世帯では現状こどもの権利は守れません。ひとり親世帯を除外する一文を入れていただきたいです。	4	社会全体で子どもを支えていくことが大切と考えます。本条例を制定し、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
307	その他	わたしたちは日本国けん法と世界人権宣言を勉強して、差別はダメだと思いました。みんな、同じ地球にうまれてきたのだから、みんな差別をしてはダメだと思いました。〇〇だからと言って、差別をしない方が平等だと思いました。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
308	その他	ぼくたちは日本国憲法と世界人権宣言を勉強してみんな仲間だ（第一条）が大事だと思います。 理由は、イジメなどが多く起ったりしているからとても大事だと思います。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
309	その他	わたしたちは日本国憲法と世界人権宣言を勉強して「差別がない」そして「自由に考える」を大切にしたいと思いました。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
310	その他	私たちは、日本国憲法と世界人権宣言を勉強して、考えられる権利がとても大切だと思いました。 そして、私は子供達が自分の意見を言える長野市にしてほしいので、このような条例を作ってほしいです。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
311	その他	私たちは日本国憲法と世界人権宣言を勉強して、みんなで協力して、世界中の人が笑顔に暮らせるように、思いやりを持ちながら全員に話すことができるようにするので、「協力」や「思いやり」をキーワードに入れた方がいいと思います。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
312	その他	私たちは日本国憲法と世界人権宣言を勉強してみんながけんりをもつことが大切ということがわかりおたがいびょうどうというのも大切だと思いました。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
313	その他	ぼくたちは、日本国憲法と世界人権宣言を勉強して、人権は守ってくれるということがとても大切だと思いました。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
314	その他	ぼくたちは日本国けん法と世界人権宣言を勉強して「安心してくらす」がとても大切たと思いました。 理由は安心してくらせないと不安だからです。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
315	その他	ぼくたちは、日本国憲法と世界人権宣言を勉強して、権利をうばわれる権利はない！→幸せにいきるために、いじめを減らせるような感じにしてください。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
316	その他	ぼくたちは日本国憲法と世界人権宣言を勉強して、差別はとても悪いことでやっている側もやられている側もどちらもいやな気持になるのでいれてほしいしとても大切だと思いました。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
317	その他	ぼくたちは、日本国憲法と世界人権宣言を勉強してみんなが人権をもっていることが大切だと思いました。みんなが安心感をもてる長野市にしてほしいです。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
318	その他	私達は日本国憲法と世界人権宣言を勉強して自由に考えられることがとても大切だと思いました。 きゅう屈に感じないような、一人ひとりが自分の思いを大切にできるものがいいと思いました。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
319	その他	ぼくたちは、日本国憲法と世界人権宣言を勉強して、大事な休みがとても大切だと思いました。 理由は、休める人があまりすくないので大切だと思いました。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
320	その他	ぼくたちは、日本国憲法と世界人権宣言を勉強してみんな人権をもっているがとても大切だと思いました。 なぜかと言うとどんどん長野県が良い県になくなって来てもっと長野が悪くなるからです。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
321	その他	ぼくたちは、日本国憲法と世界人権宣言を勉強して、差別をしない事が大切だと思いました。 なので外国人でも差別をしない長野市にしてください。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
322	その他	ぼくたちは日本国憲法と世界人権宣言を勉強してみんながみんな平等に差別をなく幸せな人生を送れるのがとても大切だと思いました。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
323	その他	私たちは、日本国憲法と世界人権宣言を勉強して、第24条の「大事な休み」が、とても大切だと思いました。 休んで、リフレッシュして、ストレス解消しないと、第27条の「楽しい暮らし」と、第25条の「幸せな生活」などもできないからです。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
324	その他	私たちは日本国憲法と世界人権宣言を勉強して安心して楽しく暮らすことがとても大切だと思いました。なせなら安心して楽しく暮らせない人がいるからです。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
325	その他	私たちは、日本国憲法と世界人権宣言を勉強して、「権利をうばう権利はない」ということが大切だと思いました。 なので、色々な人が同じ権利をもち、幸せにくらせればいいと思います。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
326	その他	私たちは日本国憲法と世界人権宣言を勉強して、「差別はいやだ」と、「権利をうばう「権利」はない」がとても大切だと思いました。 なぜかというと顔体格だけであだ名をつける人がいるので本当にその人がきずつくので差別はやめた方が良いので、条例につけた方が良いかと思いました。 権利をうばうの権利はないと、いうのは、他の人の自由と権利をこわすために使っていけないのはとても大切で条例に良いかと思いました。	5	大切な勉強をされたと考えます。子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）は何かを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
327	その他	子どもの権利の保障、子どもの権利の視点を盛り込んだ施策の展開が、定められていてとても良いものが出来たと思います。	5	本条例を制定し、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
328	その他	～努める。という言い回りが多い。努めればよいのか？子ども達の声を反映した条例を望みます。力を合わせて、頑張りましょう！！	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
329	その他	子どもの権利条例の制定に向けて準備を進めていただき、ありがとうございます。 意見ではなく、要望になると思いますが、条例が制定しましたら条例に基づいて、お願いしたいことがあります。 もしカタチになれば、ことばにして届けられない子どもたちの思いが大人に届き、苦難も大人と一緒に乗り越えられるものとなると思います。 「ペアレント・プログラム」の支援者研修を自治体で行っていただけたら大変ありがたく思います。 ペアレント・プログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を気づくことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。 発達に関する支援の現場は、病院の療育機関も「待ち状態」が多いのではないでしょうか。 病院や療育施設、相談機関でも対応はされていますが、子どもたちは、多くの時間を園や家庭で過ごします。お母さんも園や学校の先生も毎日頑張ってヘトヘトになり、困ったり傷ついたりしています。親御さんや先生に向けて日常に力をいただけたらと思います。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
330	その他	親ががんになった子どもの支援 「ホープ・ツリー」という団体があります。 こちらの団体は、親が癌になった子どもたちに向けて支援を行う「CLIMB」というプログラムを実施しています。 ホープ・ツリーは、このCLIMBログラムを実施できるファシリテーターの養成講座を年に数回、東京や地方都市で開催しています。 そこで長野市でも「ファシリテーターの養成講座」が受けられるといいなと思っています。そして、親が癌になってしまったお子さんのサポートができる場が（支援者が）増えることを願っています。 当初は、CLIMBログラムの研修を東京に受けに行こうと思いました。しかし、私一人が研修を受けてもあまり意味がなく地域でサポートができる人が増えてはじめて子ども達の役に立つのだと思いました。 こちらは、医療従事者がメインになると思いますので、知人に声をかけ仲間作りを行なって行きたいと思います。長野市は、癌の患者さんが通われている病院は、公的機関の病院が多いと思います。医療従事者のほか、教員や養護の先生も含め、仲間づくりをして行きたいと思いますので、ある程度人数が集まりましたらプログラムを開催できるファシリテーターの養成講座を開催していただけたらありがたく思います。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
331	その他	トラウマのケア トラウマというと身近にないように思われるかもしれません。しかし、子どもたちは意図せず、違う形でそれを伝えていたりします。攻撃や反抗、性への逸脱、起伏の激しさ、麻痺させ鈍麻した感情、忘れっぽさ、子ども自身はもちろん、大人は気付きにくいと思います。気付かないばかりか、曳きに注意をするというサイクルになってしまっていることが多いかと思います。 「マルトリートメント」という概念があります。（私を含めてですが）多くの大人が、どのようなものが該当し、どのような事柄が含まれるのか、もっと知る機会があるといいのではないかと思います。知ることが子どもを守ることにつながったり、傷つきからの回復に役立ったりすると思います。子どもに関わる大人に向けたマルトリートメントやトラウマインフォームドケアの学習をする機会が増えることを願っています。 すでに傷ついている子どもについてですが、子どもたち自身が声を上げるのには、電話だとハードルが高いと思います。アバターを使った無料相談がもし取り入れられるのなら試験的にでも（まだそんなに普及していないようですので）検討項目の中に入れていただけたらと思います。 夢みたいなお願いになってしまいましたが、これまで、子どもに携わる現場で働いてきて、応えられないと思うことの連続でした。個人では難しいことでも、同じように感じてくださる方が、もし複数いてくだされば、子どもを取り巻く環境が変わり、何かできることもあるのかもしれないと思い、あるといいなと思うものを挙げてみました。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
332	その他	全体的に表現が固く、子どもが読むことも想定した表現方法を望みます。 「～ものとする。」→「～する。」	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
333	その他	「長野市子どもの権利条例」がいいと思います。 【理由】 「長野市の未来を担う子どもの支援に関する条例」だと長くて薄まってしまうし、やさしくしすぎて「長野市子どもまんなか条例」では中身が伝わらないと思うので。	3	条例の名称については、今後検討していく上で、参考とさせていただきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
334	その他	（仮称）長野市子どもの権利条例骨子案全般について 条例作成にあたり、もっとじっくり時間をかけて、作成することはできなかったのか。他の自治体の事例だと「特別委員会」などを作って、しっかりと勉強・議論をしてから作成しているようだが、長野市が子どもの権利条例を作るに当たり、急ぎ足で作っている感が否めない。もっと広く意見聴取することや議論を深める努力が必要ではないか。特にこの権利条例の主体である「子ども」の声や意見をもっと大人の側から積極的に聞きに行くことが必要ではないでしょうか。形だけ作って終わりではなくて、真に実効性のある「長野市子どもの権利条例」になることを期待します。 長野市子どもの権利条例がよりよいものとなるよう、活かしていただければと思います。	5	本市では、市議会とともに条例制定に取り組むこととし、協議を重ねてきました。 また、条例制定に当たり、子どもや保護者へのアンケート調査、子どもを対象としたワークショップ、子育てに関係する専門家等からのヒアリングを実施し、意見を聴き、それらの結果を基に条例骨子案を作成しています。
335	その他	全体として条例内容は、子どもの権利を総合的・包括的に保障するためのものであり、評価できます。子どもの権利侵害からの救済を目的とする公的第三者機関の設置も盛り込まれており、市の条例制定に対する積極的な姿勢・決意が感じられます。	5	本条例を制定し、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
336	その他	条例名称には、「子どもの権利」という文言を必ず明記して欲しいと思います。「子どもの権利条例」ではなく、「子ども条例」でも構わないという論調が一部にはあるかもしれませんが、そのような子どもの正当な「権利」行使を拒む風潮や「子どもの権利はわがままを増長する」というような論調こそ、子どもの権利侵害を深刻化させる一員となるということを忘れるべきではありません。その意味でも、条例名称には、必ず、「子どもの権利」という文言を盛り込むべきと考えます。	3	条例の名称については、今後検討していく上で、参考とさせていただきます。
337	その他	子どもの権利条例が制定されたことにより、「すべての子どもが健やかに、自分らしく安心して成長できるまち」を目指す長野市の姿勢が明確になったことを心強く思います。	5	本条例を制定し、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
338	その他	現実には障がいのある子どもや多子家庭など、支援がより必要な家庭への制度は、所得制限や制度設計の古さにより、十分に届いていないと感じます。特に障がい児を育てる家庭では、たとえ世帯収入が高くても、時間的・精神的・金銭的な負担は非常に大きく、高所得を理由に支援から除外される現行制度は、子どもの最善の利益に反するのではないでしょうか。 また、双子・三つ子・多子家庭も、子ども一人ひとりに目を配り、育てることが難しくなりがちな現実があります。こうした家庭への手当てや支援がより手厚くなるよう、条例の理念を具体的な政策に反映してほしいと考えます。 現代は物価の上昇、共働きの一般化、ケア負担の顕在化など、家庭環境が大きく変わる時代です。そうした変化に合わせて制度を見直し、子どもにとって本当に必要な支援が届く社会をつくることは、行政の責務であり、条例の理念を活かす具体的な一歩だと思います。 制度の改善が、すべての子どもにとって実感できる形で進むよう、具体的な取り組みに反映されることを強く望みます。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
339	その他	骨子案には明記されていないが、定期的に（例えば、３年目とか５年目とか10年目）パブリックコメントを募集し、時代背景に沿ったより良い条例に改善していってはどうか。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
340	その他	青木島の件などもあり、全国的に注目されている中で長野市の資質がとわれている。形だけの条例ではなく、有識者や市民、子どもの声をしっかり反映し、もっと時間をかけて丁寧に制定してほしい。	5	条例制定に当たり、子どもや保護者へのアンケート調査、子どもを対象としたワークショップ、子育てに関係する専門家等からのヒアリングを実施し、意見を聴いてきました。それらの結果を基に条例骨子案を作成しています。また、今回のパブリックコメントにおいても、子ども向けにチラシを配布したり、ワークショップを実施しています。
341	その他	堅苦しく難しい言葉を並べるのではなく、子どももおとなもすべての人にわかりやすくやさしい条例を希望します。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
342	その他	私は２児を育てる母親です 昨今の子供に関するニュースでは、少子化のみならず高齢化、外国人の増加など日本を取り巻く環境が遠因であるものが目につきます。 このような中、子供が育つ環境を整備しよう、という長野市の取り組みには大いに賛成し協力したいという思いです。 市のWebサイトに掲載された関連資料も拝見しました。 まだ骨組みの段階で抽象的な内容に終始しており、今後の具体策を取り決めるまでは「長野市子どもの権利条例」がきちんと意義のあるものになるかは未知数ですが、こちらの条例は、制定後は大人だけでなく、子どもたちにも周知されるものだ、ということは現状から理解しました。 その上でどうしても気になる点があります。 それは、義務についての記載がない点です。 権利と義務はセットです。 昨今、さまざまなサービスを無料で享受することが当たり前という感覚が、特に若年の間で蔓延っているように感じます。 特にインターネット上では、アプリ、ゲーム、レシピサイトやニュースサイトなど、ありとあらゆる無料を謳うサービスが溢れています。 普通の大人は、それらのサービスがどのように成り立っているか理解して利用します。 そのため通常は、広告が多い、サポートが不十分、ターゲティングで個人情報が流出する、などのリスクを承知で利用します。 対して子供達は生まれた時から当たり前のように無料サービスが溢れ、それらの仕組みを理解していません。 また、各種SNSでは、たとえ理不尽だとしても大声を出すことで炎上などの手法をとり、自分たちの意見を押し通す術を多く目の当たりにしています。 義務を果たさず自分たちの権利ばかりを主張していたらどうなるのか、今の日本はそのような意見に振り回され、もしくは振り回されるふりをして舵取りを誤っている現状があります。 権利と義務はセットなのだ、自分たちも当事者なのだ、という意識づけは大切で、この部分をおろそかにしては、声が大きいだけの他責意識の強い大人を育てるだけです。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
		もちろん、子供達は守られるべき存在です。 大人たちにとってはこのような条例が制定されることで、子供は親の所有物ではなく一個人なのだということを、旧来の感覚のままでいる大多数に知らしめるために有用であると思います。また、大人たちの意識が刷新されることで、子供たちを取り巻く環境の整備も進めやすくなるでしょう。 子供達にとっても、権利と義務の意識が浸透すれば、子供達同士でもお互いの人権を尊重する意識が芽生え、いじめ問題を改善するきっかけにもなると考えます。 「長野市子どもの権利条例」が真に素晴らしいものになり、他県の手本となるよう慎重にご検討いただければと思います。 ぜひ、義務についても盛り込んでくださるようお願いいたします。 一市民の意見としてご検討くださるよう、どうぞよろしくお願いいたします。		
343	その他	基本、子供の成長に必要な条例であることが伺えますが、将来の選択肢を考える権利など、自身の「夢」を考えられる権利はないのでしょうか? それは子供の意見の尊重に盛り込まれているのなら、補足でいれてもらうと分かりやすいのかもしれません。もしくは文章を変えてもらえればいいと思いますが・・・。	2	子どもが自身の夢を考えることは大切なことと考え、前文にも、「夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれている」と記載しています。条例の目的である「子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現」を目指し、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者が連携して取り組んでいきます。
344	その他	子どもの権利条例骨子案を一読致しました。 分かり易い内容で、ぜひ、積極的に実践していって欲しいと思いました。	5	本条例を制定し、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。ご意見として承ります。
345	その他	前文含めて、全体として子ども向けの骨子案がとても分かりやすく良いとおもいました。 それと比べると骨子案と少しずれがあるような気がします。子ども向けの骨子案をベースに書き換えてもらえるといいと思いました。 骨子案では、子どもの権利ってなに？という定義が消えている気がします。条例でこの点が押さえられていることが非常に重要だと思います。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
346	その他	孤立育児を減らすために日中居場所の場を作ったりしている。なぜ、孤立育児を減らしたいのか・・ 人とつながれない孤立育児は、親の気持ちのスペースをなくし、小さなことでイライラし、予想もつかない行動に出たり、メンタル不調を崩します。それは、時に子どもたちにＤＶ・ヤングケアラーを産みだすことになる。これは全く望まない正解であると考える。 社会的養護にいる子達は、ハード面では守られているが、生活・身心面ではまったく守られていなく、むしろ人権侵害を受けている状況にある。特に一時保護所の体制は早期に見直す必要がある。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
		そして、社会的養護のある子達には、様々な大人が入っているし、「こどもの権利」についてはふれる機会は少なからずあるため、「こどもの権利」について聞いたことがあると応える子も多い印象はある。 一方で、学校教育や地域で「こどもの権利」についてどの程度　の学びあるだろうか・・ 私自身も「権利条約」が批准されたあとの人間であるが、教わってきた記憶は全くない。福祉分野にいたとしても触れて来なかった。 日常でおかしい・理不尽だと思うことは沢山あり、それが権利と結びつく、子ども・大人は一体どの程度いるのだろうか・・・ まず、大人が「子どもの権利」を知ること そして、子どもたちは、おかしいなと思えることを伝えられるように。そこは、まず 自分自身に感情があることに気づき、そこを出せるようになること。 抑圧されている子どもは特にここを出すことへの恐怖・痛みがある。言語化への難しさが生じるため、意見表明は難しくなる。 意見表明することは自己表現。そこを理解し、隣にいる大人を増やす必要性がある。		
347	その他	現場に入って感じることは、子どもの最善の利益はどこにあるのかということである。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
348	その他	○第31条休む権利　遊ぶ権利 ・安全で休める場所の確保が必要 ・何もない空間ではなく、本人たちが落ち着く環境設定は必要。 ・好きな時間に好きな音楽やテレビを見ながら穏やかに過ごせることなど・・・	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
349	その他	骨子案が公表されたのはパブリックコメントの開始と同時でしたが、市民がじっくり考えるためには、事前に公表していただく必要があったと思います。 子どもに対しパブリックコメントを周知するためのチラシも作成されましたが、学校を通して配布されたのが５月末以降だったという話を数件聞いています。これでは子どもたちに意見を出してもらうのは難しいと思います。	5	市のパブリックコメントの手続きに則って実施し、子どもからも含め、多くのご意見をいただきました。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
350	その他	本当に子どもたちのためを思ってこの条例を作っていくという思いがあるのならば、もっとしっかりと子どもにも意見を求め、時間をかけて作っていくべきだと考えます。	5	条例制定に当たり、子どもや保護者へのアンケート調査、子どもを対象としたワークショップ、子育てに関係する専門家等からのヒアリングを実施し、意見を聴いてきました。それらの結果を基に条例骨子案を作成しています。また、今回のパブリックコメントにおいても、子ども向けにチラシを配布したり、ワークショップを実施しています。今後も子どもが意見表明できる機会を設けていきます。
351	その他	全体を通して、子どもの権利条約なので、まず第一に子どもに、そして市民にわかりやすい言葉にしてください。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
352	その他	正直、子供に権利があるなんて知りませんでした。 しかも、こんなにたくさん。 （権利が無いと思っていたわけでもなく） 親や周りの大人、地域の人々、子供に関わる事が無い人もみーんなが『長野市子ども権利条例』について知る必要があるし、知れたら素晴らしいと思いました！！ この権利条例は今後どのように広めていくのでしょうか。たくさん人に周知、理解はいただけそうですか？ 子供達もこの権利条例理解できますでしょうか。 先に申し上げてた大人はもちろん、子ども達も自分の権利を知って、理解して行けたら素晴らしい長野市になれますね！そして、是非周りの市町村・長野県・日本全国へ広げて行って欲しいです。その手本となれたら素晴らしいですね！	5	子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
353	その他	⑥全体的に「努めるものとする」という書き方が多いが、「努めます」の方が、条例として読みやすく、市の意欲を感じられて好ましい。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
354	その他	どの項目も子どもが幸せに豊かに生きていくための目標が書かれていて、これが本当に実現して、子どもが保護者も市民もその豊かさと幸せを実感できる長野市であったら、なんとすばらしいかと思います。 そのためにはぜひとも今ある、手が回らない安全ではない困っているという学校や保育園や学童保育などの現場が困らないように、人手を増やす等の具体的な手だてをぜひお願いします。 このような素晴らしい条例が長野市にあり、その施策があることを、ぜひ子育て世代の市民に広く知らせてほしいと願っています。	5	子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
355	その他	大学の教授が「子どもを信頼し、育つ姿を忍耐強く見守るなど大人が意識を変えるべきだ」と述べています。新聞の投書にも、大人が意識を変えるべきだとする趣旨の発言がありました。条例を制定しても国連の「子どもの権利条約」の精神が分かっていなければ意味がないとの発言もあります。まずは、私たち大人が本当に理解しなければならないと思います。	5	ご意見のとおり、子どもの権利を保障するためには、大人の理解も大切と考えます。子どもの権利について理解を深めていただけるよう、広報・啓発を行っていきます。
356	その他	子どもにも、おとなにも理解しやすいよう、全ての条文を「です・ます調」としてください。「子ども向け」に書かれた「長野市子どもの権利条例骨子案の紹介」や内容を説明する文章はとても良いと思います。「努めるものとする」という表現が多用されていますが意味が伝わりにくいのではないでしょうか（参考:東京都世田谷区、長野県松本市など）。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
357	その他	文末は子どもに分かりやすく親しみやすい「です・ます調」が良いと思います。 「〜するものとする」や特に「〜努めるものとする」はかたくてわかりずらいです。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
358	その他	全体を通して：子どもの為の条例です市民にもわかりやすい言葉遣い、ですます調にしてもらいたいとおもいました。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
359	その他	全体的に硬く感じます。子どものものということでも、少なくともですます調で文書を変更できればと思いました。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
360	その他	全体的に、市民にわかりやすい言葉で表現して欲しい。 条例ではありますが、このような法律的な堅い言い回しだと、一般市民にはわかりにくいと思います。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
361	その他	「ですます調」がよいと思います。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
362	その他	全体的に「ですます調」の方が親しみやすい条例となって良い。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
363	その他	誰もがわかりやすく親しみを持てるために「ですます調」にしてください。	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
364	その他	努めるものとする　行うものとする　を、です。ます。にしてほしい	4	ご意見のとおり、他自治体の例でも「です・ます調」を使用した条文があることは承知しています。庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
365	その他	県に条例ができた際には、寄せられたパブリックコメントのすべてを丁寧に公開していたという事を聞きました。市民からどういった声が寄せられたのか、長野市でも同様の措置をとってくださるとありがたいです。	5	パブリックコメントでいただいたご意見・ご提案は、ご意見等に対する市の考え方と併せて市ホームページで公表いたします。
366	その他	養育費を支払わない父親または母親に対して子供から直接請求することができるように支援（弁護士や司法書士などの）制度を策定して欲しいです。 ぜひ長野市の支援で子供達が養育費を受け取る権利を使えるようにしてください。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
367	その他	面会交流における子どもの権利の保障 子どもの権利条約で保障される「親にいつでも会える権利」や「意見表明の権利」を侵害していると感じます。 親と子が過ごすはずだった時間は二度と取り戻せないものであり、これを軽視することは子どもの心に深刻な影響を与える可能性があります。限られた時間の交流では、親子の信頼関係や安心感を十分に育むことは困難であり、この点を考慮した柔軟な面会交流の制度設計が求められます。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。

	該当項目	ご意見・ご提案	区分	市の考え方
368	その他	子どもの権利の周知と代理人制度 離婚後の子どもは、同居親に対する忖度から本当の気持ちを隠してしまうことがあります。子どもが同居親に遠慮せず、本音で気持ちを表明できるような支援体制が求められます。具体的には、行政が子どもの代理人を選任し、忖度がない子どもの意見を聞ける環境を整え、子どもの権利が十分に守られるよう支援する仕組みが必要です。これは、子どもが同居親の意向や周囲の状況に影響されず、本音で意見を表明できるようにするために欠かせない制度です。また、子どもが自分の権利を理解し、それを行使するためには、それを支える制度や支援の存在を知る機会も重要です。学校や地域において、子どもが権利について学ぶ機会を提供し、どのような支援が受けられるか、誰に相談すればよいかといった具体的な情報へのアクセスも確保されるべきです。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。
369	その他	行政による支援の強化 家庭裁判所には子どもに関する問題解決力が限られていると感じます。そのため、行政が良好な親子関係を支援し、子どもと会うことが制限されている親子に対して力を貸すべきです。特に、非監護親が子どもの成長や学習に関与できる仕組みは重要です。例えば、運動会や授業参観などの学校行事や、成長の記録、通知表の共有など、非監護親が子どもの日常生活や学びに関与できるような支援が求められます。また、厚木市で導入されている「別居親登録制度」のように、非監護親が学校に登録し、子どもの成長や学習状況に継続的に関与できる制度も有効です。これにより、子どもが両親からの愛情と支えを実感し、健やかに成長するための安定した環境が提供されると考えます。また、地域での支援強化の一環として、長野市内で活動するNPO法人「子ども・家庭支援センターHUG」との連携も重要です。こうした団体との協力により、子どもの健全な成長と親子関係の維持がより効果的に図られることが期待されます。さらに、川崎市では子どものための親子交流講座が始まっており、長野市もこれに続くべきだと考えます。こうした取り組みは、子どもの心の安定や健全な成長を支える重要な要素となるでしょう。 以上の点を踏まえ、長野市が子どもの権利をより実効的に保障する条例を制定されることを強く要望いたします。	5	子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。ご意見として承ります。